平成20年度 個人情報の保護に関する法律 施 行 状 況 の 概 要

> 平成21年11月 消費者庁

平成20年度における個人情報の保護に関する法律の施行状況の概要について

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第53条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣は、関係する行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができることとされています。

また、同条第2項の規定に基づき、内閣総理大臣は、毎年度、同条第1項の報告を取りまとめ、その概要を公表することとされています。

今回、平成20年度における施行状況の報告について取りまとめましたので、 その概要を公表します。

## 目 次

	第1章	国の個人情報の保護に関する施行状況	1
	第2章	事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況	7
	第3章	地方公共団体における個人情報の保護に関する施行状況	16
<b>参</b> 照	徐乂寺		ວວ

### 個人情報の保護に関する法律の施行状況について

### 第1章 国の個人情報の保護に関する施行状況

### 1. 事業等分野ごとのガイドラインの見直しの状況(法第8条)

平成 21 年 3 月 31 日現在、事業等を所管する各省庁により、<u>24 分野</u>について <u>38 本</u> <u>のガイドライン</u>が策定されている。このうち、平成 20 年度中に<u>策定</u>されたものが<u>1本</u>、<u>見直し</u>がなされたものが<u>1本</u>あった。

表 1 平成 20 年度中に見直しを行ったガイドライン

	対象事業分野	所管府省	ガイドラインの名称	策定・見直し年月日
策	事業全般	経済産業省	医療情報を受託管理する情報処	平成20年7月24日
定			理事業者向けガイドライン(告	
			示)	
	医療	厚生労働省	医療情報システムの安全管理	平成21年3月31日
見直	[一般]		に関するガイドライン(局長通	
			達)	

また、各事業等分野のガイドラインについては、「個人情報の保護に関するガイドラインの共通化について」(平成20年7月25日、個人情報保護関係省庁連絡会議申合わせ)に基づき、ガイドラインの共通化に向けた見直しを行うこととなった(詳細は4.(3)参照)。 上記申合せを踏まえ、平成20年度においては、ガイドライン策定省庁においてそれぞれ見直しに向けた検討を行った。

### 2. 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の状況(法第32条~第34条)

平成20年度は、各事業分野等を所管する主務大臣において、個人情報保護法に基づく報告の徴収を28件、助言を1件実施すること等により、事業者等に対する指導・監督を行った(平成19年度は、報告の徴収83件)。

表2 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の状況

主務大臣	行使した	権限	根拠条文 (注1)	
金融庁長官	報告の徴収	26 件	第16条第1項(利用目的による制限)	2件
(注2)			第20条(安全管理措置)	18件
			第21条(従業者の監督)	6件
			第22条(委託先の監督)	6件
財務大臣	助言	1件	第20条(安全管理措置)	1件
国土交通大臣	報告の徴収	1件	第20条(安全管理措置)	1件
厚生労働省	報告の徴収	1件	第20条(安全管理措置)	1件
合計	報告の徴収	計28件	第16条第1項(利用目的による制限)	2件
(注3)	助言	計1件	第20条(安全管理措置)	21 件
			第21条(従業者の監督)	6件
			第22条(委託先の監督)	6件

- (注) 1. 複数の条文に基づいて1件の報告の徴収を実施している場合がある
  - 2. 法第52条及び施行令第12条に基づき、内閣総理大臣が金融庁長官に権限を委任している
  - 3. 共管の事案については、それぞれ計上している

### 3. 認定個人情報保護団体の認定の状況(法第37条)

平成 21 年 3 月 31 日現在、個人情報保護法第 37 条の規定に基づき、主務大臣が認定 した団体は、<u>計 37 団体</u>である。このうち、平成 20 年度に<u>新たに認定</u>した団体は、<u>3</u> 団体である。

表3 各府省の認定個人情報保護団体の認定状況

府省名	認定団体数
	( )内は、平成20年度に新たに認定した数
経済産業省	16 団体(2 団体)
金融庁	10 団体
厚生労働省	8 団体
総務省	3 団体
国土交通省	3 団体
警察庁	1 団体(1 団体)
合計	37 団体

<sup>(</sup>注) 1. 認定団体数の合計は、共管による重複分を除いた数値。

<sup>2.</sup> このほか、平成20年度中に認定業務を廃止した団体が1つある。

### 4. 個人情報保護法全面施行後3年を目途とした見直し

一部変更前の「個人情報の保護に関する基本方針」(平成 16 年 4 月 2 日閣議決定、 平成 20 年 4 月 25 日一部変更)において、

- ①内閣府は、法の施行状況について、全面施行後3年を目途として検討を加え、その 結果に基づいて必要な措置を講ずること
- ②このため、国民生活審議会は、法の施行状況のフォローアップを行うこととされていた。

このため、国民生活審議会において、個人情報保護法の施行状況の評価及び個人情報保護に関する検討がなされ、「個人情報保護に関する取りまとめ」(以下「審議会意見」という。)を意見として政府に提出した(平成19年6月)。

政府は、これらを踏まえ、個人情報保護法全面施行後3年を目途とした見直しの一環として、平成20年度中に以下の施策を講じた。

### (1) 個人情報の保護に関する基本方針の一部変更(平成20年4月25日閣議決定)

主な変更点は以下のとおり。

①いわゆる「過剰反応」への対応

いわゆる「過剰反応」が生じているという現状認識を明記し、政府として積極的な広報啓発活動に取り組むことを宣言した。また、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等の保有する個人情報の取扱いについて、法律・条例の適切な解釈・運用を図ることの重要性を明記した。

②個人情報の保護に関する国際的な取組への対応

OECD、APEC、EU 等で進められている国境を越えた取組を踏まえ、わが国として 必要な対応を検討することの重要性を明記した。

③消費者等の権利利益の一層の保護

消費者等、本人の権利利益の一層の保護の観点から、事業者の自主的な取組として、

- ・保有個人データの自主的な利用停止等
- ・委託処理の透明化
- ・利用目的の明確化
- ・個人情報の取得元をできる限り具体化

といった点をプライバシーポリシー等に盛り込むことも重要であることを指摘した。

④安全管理措置の程度

例えば市販の名簿等については個人の権利利益保護の必要性と事業者の現実的な管理可能性を踏まえた取扱いが必要と考えられることから、個人データを記録した 媒体の性質に応じた安全管理措置を講ずることが重要であることを指摘した。

### (2)個人情報の保護に関する法律施行令の改正(平成 20 年 5 月 1 日公布・施行)

個人情報取扱事業者の定義について定めた第2条を改正し、個人情報保護法の義務規 定の対象である個人情報取扱事業者に該当する要件を緩和した。

具体的には、他人の作成に係る個人情報データベース等であって、不特定かつ多数

の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に 購入することができるもの又はできたもの(例えば書店で随時購入可能な名簿)を、 編集し、又は加工することなく事業の用に供するときは、当該個人情報データベース 等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を、個人情報取扱事業者の 要件に係る特定の個人の数に算入しないこととした。

### (3) 個人情報の保護に関するガイドラインの共通化

### 経緯

個人情報保護に関するガイドラインは、主務大臣制のもと、事業等分野ごとに策 定されている。

審議会意見において、複数のガイドラインが適用される事業者があることに留意 しつつ、ガイドラインの共通化について必要な検討を行うことが求められた。

そこで政府は、平成20年7月に個人情報保護関係省庁連絡会議を開催し、「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について」を申し合わせ、一部変更された基本方針の内容にも留意しつつ、ガイドラインの共通化について、内閣府の策定・公表する考え方に基づき、各府省において必要な措置を講ずることとした。

### ②目的

ガイドラインの共通化の取組は、各省庁の策定するガイドラインによってバラツキのある項目を精査し、各事業分野の特性・独自性に依拠する部分を除いても、なお統一的でない部分については、個人情報の保護を政府として総合的かつ一体的に推進する観点から、内閣府の示す方針に沿って各省庁がガイドラインを改定することで足並みを揃え、分野ごとの事情を踏まえながらもなるべくガイドライン間の異同を小さくしようとする取組である。その結果、ガイドラインの名称の共通化等の形式的な整理等を促進し、事業分野ごとの事情を踏まえながらも、民間分野の個人情報保護制度を対外的に分かりやすいものにすることを目的としている。

### ③内容

内閣府の公表した「ガイドラインの共通化の考え方」において、ガイドラインの策定・見直しに当たって留意する共通化の要点として挙げられている主な点は以下のとおりである。

- ・ガイドラインの定義と位置付けの明確化
- ・名称の共通化(事例集・Q&A等はガイドラインと区別する)
- ・形式の告示への統一化
- ・使用用語の統一化
- ・個人情報取扱事業者から除かれる事業者の自主的な取組の促進
- 分かりやすいガイドラインの内容

また、内閣府は、これらの共通化の要点を踏まえ、かつ全事業分野に共通するような「標準的なガイドライン<sup>※</sup>」を作成・公表し、各府省におけるガイドラインの策定・見直し等にあたっては、これも参考とすることとした。

※ 「標準的なガイドライン」自体は、民間事業者に直接適用されるものではない。

### ④今後の流れ

既に策定されているガイドラインについては、内閣府による「標準的なガイドライン」策定(平成20年7月25日)後1年を目途に、各省庁において事業分野の特性に応じて見直すこととした。また、新規にガイドラインを策定する場合も「標準的なガイドライン」を踏まえたものとすることとした。

### 5. その他

平成20年6月27日、政府は「消費者行政推進基本計画」を閣議決定し、消費者の視点で政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」として、消費者行政を一元的に推進するための強力な権限を持った新組織(消費者庁)を創設することとした。そして、上記閣議決定において、個人情報保護法は、消費者に身近な問題を取り扱う法律として、内閣府から消費者庁に移管することとされた。

平成20年9月、上記閣議決定を踏まえ、「消費者庁設置法案」その他二法案が閣議決定され、第170回臨時国会に提出された。法案は継続審議となり、翌年の第171回通常国会において審議が開始された\*\*。

- ※ その後、平成21年度に入って三法案は国会の修正を経て成立し、平成21年9月1日に消費者庁 及び消費者委員会が発足した。これに伴い、国における個人情報保護施策の体制が以下のとおり 変更された。
  - ・ 内閣府の所掌事務であった「個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進」を消費者庁 に移管(消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第23号)
  - ・ 国民生活審議会で行っていた「個人情報の適正な取扱いに関する重要事項」の調査審議が消費者委員会に移行(消費者庁及び消費者委員会設置法第6条第2項第1号へ)
  - ・ 個人情報の保護に関する基本方針の作成及び変更の際に内閣総理大臣が意見を聴く組織を国 民生活審議会から消費者委員会へ変更(個人情報の保護に関する法律第7条第3項)

### 第2章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況

### 1. 個人情報に関する苦情処理の状況 (法第9条、第13条)

### (1)全体的な状況

平成 20 年度において、地方公共団体や国民生活センターに寄せられた、個人情報に関する苦情相談は、合計 9,779 件である(平成 19 年度は合計 12,728 件)。そのうち、消費生活センターが受け付けたものが 80%強を占めている。

	<b>四.什</b> 搬用	平成 2	20 年度	(参考) 平成19年度		
	受付機関	件数	(割合)	件数	(割合)	
地方公	消費生活センター	8,044	(82.3%)	10, 745	(84.4%)	
共団体	その他	354	(3.6%)	741	(5.8%)	
国民生活	センター	1, 381	(14.1%)	1, 242	(9.8%)	
合計		9, 779	(100.0%)	12, 728	(100.0%)	

表 4 受付機関別の苦情相談数

- (注) 1. 表中の「消費生活センター」は、PIO-NET 端末の設置された消費生活センターで受け付けた分を集計。
  - 2. 表中の「その他」とは、個人情報保護条例所管部局等で受け付けた分を集計。
  - 3. 消費生活センター、国民生活センターについては、翌年度5月31日登録分。

### (2) 事業分野の状況

苦情相談の対象となった事業分野は、特に適正な取扱いを確保すべき個別分野(医療、金融・信用、情報通信)が全体の約35%を占めている。また、その他の事業分野に関する苦情相談は、約50%を占めている。

-	平成	20 年度	(参考)平成 19 年度		
	件数	(割合)	件数	(割合)	
特に適正な取扱いを確保すべき個別分野		3407	(34.8%)	4, 585	(36.0%)
	医療	209	(2.1%)	217	(1.7%)
	金融・信用	807	(8.3%)	1,019	(8.0%)
	情報通信	2, 431	(24.9%)	3, 368	(26.5%)
その他の事業分	)野	4, 812	(49.2%)	6,653	(52.3%)
不明	1, 711	(17.5%)	1,649	(13.0%)	
合計(重複分除	<b>₹</b> <)	9, 779	(100.0%)	12, 728	(100.0%)

表 5 事業分野別の苦情相談数

### (3)相談内容の状況

相談内容は、<u>不適正な取得</u>に関するものが全体の <u>50%強</u>で最も多く、次いで、<u>漏</u> <u>えい・紛失</u>に関するものが<u>約 25%、目的外利用</u>に関するもの、<u>同意のない提供</u>に関するものがそれぞれ約 15%となっている。

(参考) 平成 19 年度 平成 20 年度 相談内容 件数 (割合) 件数 (割合) 不適正な取得 5, 185 (53.0%)6, 307 (49.6%)漏えい・紛失 (24.8%)3, 250 (25.5%)2, 426 目的外利用 (17.7%)1,460 (14.9%)2, 250 同意のない提供 (15.7%)(16.5%)1,540 2, 106 開示等 (6.6%)(5.3%)648 674 苦情等の窓口対応 454 (4.6%)345 (2.7%)情報内容の誤り 209 (2.1%)196 (1.5%)委託先等の監督 (2.0%)(1.2%)195 151 オプトアウト違反 (0.3%)(0.2%)27 30 その他 1,667 (17.0%)2,033 (16.0%)合計(重複分除く) 9,779 (100.0%)12, 728 (100.0%)

表6 相談内容の内訳

### (4)処理結果の状況

処理結果は、<u>指導・助言</u>を行ったものが全体の<u>約85%</u>を占めており、続いて、<u>その</u> 他の情報提供を行ったものが約10%となっている。

   処理結果の種類	平成 2	0 年度	(参考)平	成 19 年度	
处理相未り性類	件数	(割合)	件数	(割合)	
指導・助言	8, 273	(84.6%)	11, 041	(86.7%)	
その他の情報提供	1,054	(10.8%)	1,053	(8.3%)	
他機関紹介	156	(1.6%)	311	(2.4%)	
あっせん解決	207	(2.1%)	212	(1.7%)	
あっせん不調	16	(0.2%)	13	(0.1%)	
処理不能	35	(0.4%)	41	(0.3%)	
処理不要	38	(0.4%)	57	(0.5%)	
不明	0	(0.0%)	0	(0.0%)	
合計	9, 779	(100.0%)	12, 728	(100.0%)	

表 7 相談処理結果の状況

<sup>(</sup>注) 1. 表中の「指導・助言」は、自主交渉による解決の可能性がある相談について、自主解決 の方法をアドバイスしたものを指す。

<sup>2.</sup> 表中の「その他の情報提供」は、あっせん以外の処理で、「指導・助言」に該当しないものを指す。

### 2. 事業者からの個人情報漏えい事案の状況

### (1)全体的な状況

「個人情報の保護に関する基本方針」において、事業者は、個人情報漏えい事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表することが重要とされている。

これを踏まえ、平成 20 年度において、事業者が公表した個人情報の漏えい事案\*は、 合計 538 件である (平成 17 年度は 1,556 件、18 年度は 893 件、平成 19 年度は 848 件)。

※「漏えい」の他、「滅失」、「き損」の事案を含む。また、各主務大臣において把握し、内閣府に報告された事案に限る。

### (2)漏えいの規模と情報の種類

① 上記事案において個人情報が漏えいしたとされる人数(以下「漏えいした人数」 という。)別にみると、500人以下の事案が全体の約75%を占めているなど、比較 的小規模な事案が多い。

平成 20 年度 (参考) 平成 19 年度 漏えいした人数 件数 (割合) (割合) 件数 500 人 以下 (75.8%)(78.7%)408 667 (13.6%)(12.3%) $\sim$  5,000 人 73 501 104  $\sim 50,000$  人 (7.1%)(7.1%)5,001 38 60 50,001人 以上 (2.0%)18 (3.3%)17 不明 1 (0.2%)0 (0.0%)合計 538 (100.0%)848 (100.0%)

表8 漏えいした人数

(注) ( ) 内は、漏えい事案全体(平成 20 年度:538 件、平成 19 年度:848 件)に対する割合。

② 漏えいした個人情報の種類について、顧客情報、従業員情報、その他の情報に分類すると、**ほとんど**の事案について、**顧客情報が含まれている**ことが分かる。漏えいした個人情報の内容について、氏名、生年月日、性別、住所(以下「基本情報」という。)とそれ以外の情報(以下「付加的情報」という。)に分けてみると、**基本情報のみ**が漏えいした件数は、全体の 20%であり、多くの事案において、電話番号、口座番号、メールアドレス、クレジットカード番号等の付加的情報も含めて漏えいしている。

表 9 漏えいした情報の種類

漏えいした情報	平成 20 年度				(参考)平成 19 年度			÷
の種類	从光	ケ (生(人)			件数	(割合)		
♥ノ1里夫貝	件数(割合)		うち基本情報のみ		什级(刮石)		うち基本情報のみ	
顧客情報	522	(97.0%)	99	(18.4%)	822	(96.9%)	124	(14.6%)
従業員情報	27	(5.0%)	3	(0.6%)	48	(5.7%)	3	(0.4%)
その他の情報	21	(3.9%)	4	(0.7%)	30	(3.5%)	2	(0.2%)
合計(重複分除	538	(100.0%)	101	(18.8%)	848	(100.0%)	125	(14.7%)
<)								

<sup>(</sup>注) 1.() 内は、漏えい事案全体(平成20年度:538件、平成19年度:848件)に対する割合。

<sup>2.</sup> 表中の「うち基本情報のみ」は、基本情報のみ漏えいした事案の件数。

### (3)漏えい等の形態と暗号化等の情報保護措置

- ① 漏えいした情報の形態についてみると、電子媒体が<u>約40%、紙媒体が約60%</u>である。
- ② 漏えいした情報に対する暗号化等の情報保護措置の有無についてみると、特段 措置を講じていなかった</u>件数が、全体の 80%弱を占めている。これに対し、一部に ついてのものも含め、何らかの措置を講じていた件数は、全体の 20%弱にとどま る。

表 10-1 漏えいの形態と暗号化等の情報保護措置

漏えいの 形態 暗号化 等の情報	電子媒	体のみ	紙媒体	<b>本</b> のみ	電子媒体	と紙媒体	7	下明	合計
保護措置	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	
全部措置有	50	(9.3%)	3	(0.6%)	0	(0.0%)	4	(0.7%)	
一部措置有	25	(4.6%)	8	(1.5%)	4	(0.7%)			
措置無	109	(20.3%)	302	(56.1%)	4	(0.7%)	4		
措置不明	15	(2.8%)	14	(2.6%)	0	(0.0%)			
合計	199	(37.0%)	327	(60.8%)	8	(1.5%)	4	(0.7%)	538

- (注) 1.() 内は、漏えい事案全体(538件)に対する割合。
  - 2. 暗号化等の情報保護措置とは、情報の暗号化や紛失したパソコンへのパスワードによるアクセス制限等、情報保護のために講じられた措置をいう。
  - 3. 「紙媒体のみ」には、口頭による漏えいを含む (「措置不明」に分類)。
- ③ 形態別に見ると、<u>電子媒体</u>での漏えいにおいては、<u>情報保護措置がとられていた</u>件数(一部についてのものも含む)は <u>40%弱</u>であり、<u>情報保護措置がとられていなかった件数を下回っている</u>。一方、<u>紙媒体</u>での漏えいについては、<u>90%強</u>の事案において<u>情報保護措置がとられていなかった</u>。

表 10-2 漏えいの形態別の保護措置の割合

漏えいの形態	電子媒	体のみ	紙媒体6	かみ
暗号化等の 情報保護措置	件数	(割合)	件数	(割合)
全部措置有	50	(25.1%)	3	(0.9%)
一部措置有	25	(12.6%)	8	(2.4%)
措置無	109	(54.8%)	302	(92.4%)
措置不明	15	(7.5%)	14	(4.3%)
合計	199	(100.0%)	327	(100.0%)

### 【参考】平成 19 年度

漏えいの 形態 暗号化 等の情報	電子媒	体のみ	紙媒体	<b>本</b> のみ	電子媒体	と紙媒体	7	下明	合計
保護措置	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	
全部措置有	99	(11.7%)	0	(0.0%)	1	(0.1%)			
一部措置有	26	(3.1%)	2	(0.2%)	5	(0.6%)	9	(0.4%)	
措置無	127	(15.0%)	483	(57.0%)	4	(0.5%)	3	(0.4%)	
措置不明	61	(7.2%)	34	(4.0%)	3	(0.4%)			
合計	313	(36.9%)	519	(61.2%)	13	(1.5%)	3	(0.4%)	848

- (注) 1.() 内は、漏えい事案全体(848件)に対する割合。
  - 2. 「紙媒体のみ」には、口頭による漏えいを含む(「措置不明」に分類)。

漏えいの形態	電子媒	体のみ	紙媒体6	かみ
暗号化等の 情報保護措置	件数	(割合)	件数	(割合)
全部措置有	99	(31.6%)	0	(0.0%)
一部措置有	26	(8.3%)	2	(0.4%)
措置無	127	(40.6%)	483	(93.1%)
措置不明	61	(19.5%)	34	(6.6%)
合計	313	(100.0%)	519	(100.0%)

### (4)漏えい元と漏えいした者

- ① 漏えい元については、「事業者」から直接漏えいした事案が全体の約 75%、「委託 先」から漏えいした事案が全体の20%強となっている。
- ② 「事業者」及び「委託先」の中で、実際に漏えいに関わった者(以下「漏えいした者」という。)についてみると、「従業者」が全体の約80%を占める。
- ③ 漏えいした原因をみると、「従業者」が漏えいに関わった事案については「意図的」 なものが 18 件、「不注意」によるものが 390 件であり、「ほとんどが「不注意」によるものである。
  - 一方、「第三者」が漏えいに関わった事案については、「意図的」なものが 60 件、「不 注意」によるものが 6 件であり、<u>ほとんどが「意図的」</u>なものである。

第三者 漏えいし 従業者 た者 その他 合計 不明 漏えい 意図的 不注意 不明 計 意図的 不注意 不明 計 元 320 338 11 39 2 42 27 409 事業者 (1.3%)(59.5%)(2.0%)(62.8%)(7.2%)(0.4%)(0.2%)(7.8%)(5.0%)(0.4%)(76.0%)70 123 90 21 11 28 委託先 (2.0%)(13.0%) (1.7%)(16.7%)(3.9%)(0.7%)(0.6%)(5.2%)(0.9%)(0.0%)(22.9%)不明 (1.3%)(1.3%)390 20 428 70 32 538 18 60 6 合計 (5.9%)(1.7%)(100.0%) (3.3%)(72.3%)(3.7%)(79.6%)(1.1%)(0.7%)(13.0%)(11.2%)

表 11 漏えい元・漏えいした者

(注)() 内は、漏えい事案全体(538件)に対する割合。

【参考: 平成 19 年度】

	1 1300 10	1 /2 -									
漏えいし		従業	<b></b>			第三	三者				
た者 漏えい 元	意図的	不注意	不明	計	意図的	不注意	不明	計	その他	不明	合計
	6	517	32	555	43	1	12	56	23	13	647
事業者	(0.7%)	(61.0%)	(3.8%)	(65.4%)	(5. 1%)	(0.1%)	(1.4%)	(6.6%)	(2.7%)	(1.5%)	(76. 3%)
委託先	4	113	14	131	23	5	1	29	15	5	180
安託兀	(0.5%)	(13.3%)	(1.7%)	(15.4%)	(2.7%)	(0.6%)	(0.1%)	(3.4%)	(1.8%)	(0.6%)	(21. 2%)
不明	_	_	_	_	_	_		_	_	21	21
119月	_		_							(2.5%)	(2.5%)
A 71	10	630	46	686	66	6	13	85	38	39	848
合計	(1.2%)	(74.3%)	(5.4%)	(80.9%)	(7.8%)	(0.7%)	(1.5%)	(10.0%)	(4. 5%)	(4.6%)	(100.0%)

(注)() 内は、漏えい事案全体(848件)に対する割合。

### (5)漏えい後の改善措置状況

- ① 漏えい後の改善措置についてみると、<u>ほとんど</u>の事案において、事業者によって 何らかの**安全管理対策**が講じられている。
- ② 安全管理対策の内訳をみると、全体の <u>90%強</u>の事業者が教育・研修の実施など の組織的対策を講じている。

表 12-1	漏えい後の改善措置状況
	<b>士米サルフォッケル</b> 田

			事業者	による改割	<b>捧措置</b>		改善措	
	合計		多	全管理対象	策	その他	置実施	不明
				組織的	技術的	の対応	せず	
平成 20 年度	538	538	519	495	119	526	0	0
平成 20 平度	(100.0%)	(100.0%)	(96.5%)	(92.0%)	(22.1%)	(97.8%)	(0.0%)	(0.0%)
(参考)	848	847	809	789	168	827	0	1
平成 19 年度	(100.0%)	(99.9%)	(95.4%)	(93.0%)	(19.8%)	(97.5%)	(0.0%)	(0.1%)

(注) 1. 表中の「組織的」安全管理対策とは、安全管理責任者の設置、社内規定の整備、教育・研修の実施、監査の実施等を指す。

「技術的」安全管理対策とは、ファイアウォールの構築、情報漏えい防止ソフトウェアの導入、個人データへのアクセス状況の監視等を指す。

- 「その他の対応」の具体的内容は、表 12-2 参照。
- 2. 「安全管理対策」と「その他の対応」は複数回答。
- 3. () 内は、漏えい事案全体(平成20年度:538件、平成19年度:848件)に対する割合。
- ② 安全管理対策以外の改善状況の内訳を見ると、全体の<u>約80%</u>の事業者が<u>本人への</u> <u>謝罪・連絡</u>を行っており、<u>約30%</u>の事業者が<u>警察への届出</u>や<u>専用窓口の設置</u>を行っ ている。

表 12-2 安全管理対策以外の改善措置の内訳

	合計	本人への	専用窓口	商品券等の	警察への届	
	(重複除く)	謝罪・連絡	の設置	配布	出	その他
平成 20 年度	526	428	160	22	170	61
	(97. 8%)	(79. 6%)	(29. 7%)	(4. 1%)	(31. 6%)	(11. 3%)
(参考)	827	699	278	26	311	118
平成 19 年度	(97. 5%)	(82. 4%)	(32. 8%)	(3. 1%)	(36. 7%)	(13. 9%)

(注) ( ) 内は、漏えい事案全体(平成20年度:538件、平成19年度:848件)に対する割合。

### (6) 認定個人情報保護団体への報告

事業者が認定個人情報保護団体に所属していた事案は <u>117 件</u>であり、全体(538 件)の<u>約 20%</u>である(平成 19 年度は 848 件中 208 件)。また、このうち、当該漏えいを所属する認定個人情報保護団体へ報告したのは <u>72 件</u>であり(平成 19 年度は 141 件)、<u>約 60%</u>の事案において認定個人情報保護団体へ報告がなされている。

### 3. 認定個人情報保護団体の取組状況(法第42条、第43条)

認定個人情報保護団体が、個人情報保護法第42条及び第43条に基づいて行った 取組(苦情の処理、対象事業者に対する説明要求、資料要求、及び自ら作成・公表 した個人情報保護指針を遵守させるための指導、勧告、その他の措置)の状況は、 以下のとおりである。

表 13 認定個人情報保護団体の取組の状況

所管官庁	苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置
警察庁	0	0	0	0	0	0
金融庁	165	36	0	49	0	2
総務省	413	90	25	22	0	0
厚生労働省	7	1	0	0	0	0
経済産業省	448	91	26	24	0	18
国土交通省	21	0	0	0	0	13
合計(共管団体	624	128	26	73	0	33
の重複分を除く)						

<sup>(</sup>注)「その他の措置」とは、認定個人情報保護団体が、法第43条に基づき自ら作成・公表した個人情報保護指針を対象事業者に遵守させるために行った措置で、「指導」及び「勧告」以外のものを指す。

【参考:平成19年度の状況】

所管官庁	苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置
金融庁	199	50	1	44	0	4
総務省	290	91	3	2	0	0
厚生労働省	8	1	1	1	0	1
経済産業省	323	81	8	3	4	0
国土交通省	33	2	0	0	0	22
合計 (共管団体	542	144	10	48	4	27
の重複分を除く)						

### 第3章 地方公共団体における個人情報の保護に関する施行状況

(注)本章の記述は、総務省自治行政局が平成21年10月に公表した「地方自治情報管理概要~電子 自治体の推進状況~」に基づくものである。

個人情報保護法第 11 条において、地方公共団体は、その保有する個人情報に関し、 当該個人情報の性質等を勘案し、適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるこ とに努めるべき旨が規定されている。

### 1. 条例制定団体の状況

地方公共団体については、自らが保有する個人情報の取扱いについては、従来、条例で規律されているところである。平成21年4月1日現在の各地方公共団体における個人情報の保護に関する条例の制定状況について見てみると、全ての都道府県(計 47 団体)及び市区町村(計 1800 団体)において制定済みである。

### 2. いわゆる「過剰反応」に対する取組状況

「個人情報の保護に関する基本方針」においては、地方公共団体による住民等への積極的な周知・広報や、条例の適切な解釈・運用など、いわゆる「過剰反応」への取組が求められている。

平成 20 年度における**いわゆる「過剰反応」に対する取組状況**についてみると、**都道府県 における取組の割合** (「過剰反応」に関する研修:34 団体(72.3%)、「過剰反応」に関する問知:44 団体(93.6%)) <u>に比べ、市区町村における取組の割合は低くなっている</u>(「過剰反応」に関する研修:299 団体(16.6%)、「過剰反応」に関する周知:212 団体(11.8%))。

## 資料編

第1章 国の個人情報の保護に関する施行状況 1 事業分野ごとのガイドラインの策定・見直しの状況

※塗りつぶし ⇒平成20年度中に新たに策定したガイドライン 下線 ⇒平成20年度中に見直しを行ったガイドライン

平成21年3月31日現在

平成16年12月21日 平成18年4月21日(見直し) 平成19年3月31日(夏直し) 平成19年3月31日(夏直し) 平成21年3月31日(夏直し) 平成21年3月31日(夏直し) 平成17年4月1日 平成16年12月28日 平成16年12月28日 平成16年12月28日 平成16年12月28日 平成16年12月28日 平成16年12月28日 平成16年12月28日	分野	所	所管省庁	ガイドラインの名称	策定・見直し時期	検討の経過	共通化に向けた取組
文部科学省 程序落産業省         Cトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(告示)         平成16年12月28日           研究 文部科学省 建伝子治療臨床研究に関する指針(告示)         平成16年12月28日           原生労働省 原生労働省 庭床研究に関する倫理指針(告示)         平成16年12月28日           原生労働省 庭床研究に関する倫理指針(告示)         平成16年12月28日           原生労働省 庭床研究に関する倫理指針(告示)         平成16年12月28日           原生労働省 管理指置等についての美務指針(告示)         平成16年12月6日 平成17年1月6日 管理措置等についての美務指針(告示)           信用 経済産業省 (告示)         平成17年1月6日 平成17年1月6日           信用 (音元)         平成17年1月6日           市政6年12月17日         平成16年12月17日           市政8年10月16日         平成18年10月16日	—————————————————————————————————————		O O O O		平成16年12月24日 平成18年4月21日(見直し) 平成16年12月27日 平成17年3月31日 平成20年3月31日(見直し) 平成20年3月31日(見直し) 平成21年4月1日	○「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○プイリックコント ①について 平成16年10月29日~11月30日 平成18年3月3日~4月5日(見直し時) ②について 平成17年3月1日~3月14日 ③について 平成17年3月1日~3月14日 平成19年2月16日~3月19日(真直し時) 平成20年2月20日~3月19日(真直し時) 平成20年2月20日~3月21日(真直し時) 平成20年2月20日~3月21日(真直し時)	日 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
研究         文部科学省         遺伝子治療臨床研究に関する倫理指針(告示)         平成16年12月28日           厚生労働省         臨床研究に関する倫理指針(告示)         平成16年12月28日           厚生労働省         臨床研究に関する倫理指針(告示)         平成16年12月28日           全融方         1つ金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)         平成16年12月8日(月直し)           金融庁         ①金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)         平成16年12月6日(月直し)           管理措置等についての実務指針(告示)         平成17年1月6日           信用         経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン 平成16年12月17日           信用         経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン 平成16年12月17日           市成18年10月16日(月直し)         平成18年10月16日(月直し)	18fect	文		ニトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(告示)	平成16年12月28日	(文部科学省)「科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ライフサイエンス研究におけるヒト遺伝情報の取扱い等に関する小委員会」 (厚生労働省)「厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会」 取扱いの在り方に関する専門委員会」 (経済産業省) 産業構造審議会化学バイオ部会個人遺伝情報保護小委員会」 〇国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) 平成16年10月22日~11月19日	体討中
原生労働省         本成研究に関する倫理指針(告示)         平成16年12月28日           全融         ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	研多		部科学省 近生労働省 近	豊伝子治療臨床研究に関する指針(告示) 夜学研究に関する倫理指針(告示)	平成16年12月28日	(文部科学省)「科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ライフサイエンス 研究におけるとト遺伝情報の取扱い等に関する小委員会」 (厚生労働省)「厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の Oパブリックコメント 平成16年10月29日~11月19日	後討中
金融       金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)       平成16年12月6日         金融       金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)       平成16年12月6日         ②金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全       平成17年1月6日         管理措置等についての実務指針(告示)       平成16年12月1日         信用       経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン       平成16年12月11日         信用       経済産業省(告示)		阿		<b>臨床研究に関する倫理指針(告示)</b>		○「厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会」 ○パブリックコメント 平成16年10月29日~11月19日	体討中
金融         ①金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)         平成16年12月6日           ②金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全         平成17年1月6日           賞金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全         平成17年1月6日           管理措置等についての実務指針(告示)         平成17年1月6日           信用         経済産業4           (告示)         平成16年12月17日           平成16年12月17日           平成16年12月17日			ת	- ト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(告示)		○「厚生科学審議会科学技術部会にト幹細胞を用いた臨床研究の在り方に関する 専門委員会」 ○パブリックコメント 平成18年3月9日~平成18年4月7日	徐討中
②金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全 平成17年1月6日 管理措置等についての実務指針(告示) 管理措置等についての実務指針(告示) により (告示) 経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン 平成16年12月17日 中成18年10月16日(見直し)	4			①金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年12月6日 平成20年2月26日(見直し)	〇「金融審議会金融分科会特別部会」 〇国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) 〇パブリックコメント	検討中
経済産業省 経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン 平成16年12月17日 (告示)				②金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全 管理措置等についての実務指針(告示)	平成17年1月6日	①について 平成16年10月1日~10月29日 ②について 平成16年11月19日~12月3日	検討中
	信用			発済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン (告示)		○「産業構造審議会割賦販売分科会個人信用情報小委員会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成16年10月1日~10月29日 平成18年9月7日~10月6日(見直し時)	中福築

分野	所	所管省庁	ガイドラインの名称	策定・見直し時期	検討の経過	共通化に向けた取組
igue e pet	電気 総務省	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン (告示)	平成16年8月31日 平成17年10月17日(見直し)	○「電気通信事業分野におけるプライバン—情報に関する懇談会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) ○パブリックコメント 平成16年6月28日~7月27日 平成17年8月8日~平成17年9月8日(見直し時)	- 日本教
	放送総務省	%	放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(告示)	平成16年8月31日 平成19年3月28日(見直し)	○「放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) Oパブリックコメント 平成16年7月2日~7月30日 〇「衛星放送の将来像に関する研究会」 Oパブリックコメント 平成18年7月21日~8月31日、平成19年2月6日~3月7日(見直し時)	中 [ 数
1941	郵便 総務省	%省	郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン (告示)	平成20年3月25日	〇「郵便事業分野における個人情報保護に関する研究会」 〇パブリックコメント 平成20年1月19日~2月18日	検討中
***	信書総務省		信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成20年3月25日	〇「信書便事業分野における個人情報保護に関する研究会」 〇パブリックコメント 平成20年1月19日~2月18日	体討中
			個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象と するガイドライン(告示)	平成16年10月22日 平成19年3月30日(見直し) 平成20年2月29日(見直し)	○「ガイドライン検討委員会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) ○パブリックコメント 平成16年6月15日~7月14日 平成18年12月14日~平成19年1月31日(見直し時) 平成19年12月18日~平成20年1月17日(見直し時)	個人情報保護ガイドライン検討委員会 個人情報保護ガイドライン検討委員会作業 部会
事業全般		経済産業省	経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個 人情報保護ガイドライン(告示)	平成16年12月17日	○パブリックコメント 平成16年10月25日~11月19日	後討中
			医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン(告示)	平成20年7月24日	○「パーンナル情報研究会」 ○パブリックコメント 平成20年2月20日~平成20年3月19日	4. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.
			雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事 業者が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年7月1日	〇国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) 〇パブリックコメント 平成16年6月15日~6月29日	検討中
雇用管理	一般 厚生	厚生労働省	雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たって の留意事項について(局長通達)	平成16年10月29日	〇「労働者の健康情報の保護に関する検討会」 〇国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) 〇パブリックコメント 平成16年10月15日~10月28日	檢討中
44	船員 国土:	国土交通省	船員の雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するた めに事業者が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年9月29日	○パブリックコメント 平成16年8月10日~8月23日	検討中
	国国学	家公安委 会	国家公安委員会が所管する事業を行う者等が講ずべき個人情報 の保護のための措置に関する指針(告示)	平成16年10月29日	〇国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) 〇パブリックコメント 平成16年9月17日~10月7日	検討中
際	警察	菜	警察共済組合が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する指針(局長通達)	平成17年3月29日	〇部内において検討	徐討中
茶	法務省	%是	法務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン(告示) (養作関理の収集分野における個人情報の保護に関するガイドライン(課長通知)	平成16年10月29日 平成16年12月16日 平成18年1月11日(見直し)	○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント 平成16年9月29日~10月20日 ○パブリックコメント 平成16年11月9日~11月30日 ○部内において検討(見直し時)	中 4 季 5 中 5 季 5 中 5 季 5 中 5 季 5 年 5 季 5 年 5 年 5 季 5 年 5 年 5 年 5 年
外務	外務省	~	外務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン(告示)	平成17年3月25日	〇パブリックコメント 平成17年3月1日~3月21日	検討中

分野	所管省庁	ガイドラインの名称	策定・見直し時期	検討の経過	共通化に向けた取組
財務	財務省	財務省所管分野における事業者が講ずべき個人情報の保護に 関する指針(告示)	平成16年11月25日	〇国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) 〇パブリックコメント 平成16年9月30日~10月29日	改正すべく、事業者等の現状を確認をしている。 る。
教育	文部科学省	学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年11月11日	〇国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) 〇パブリックコメント 平成16年10月25日~11月4日	検討中
福祉	厚生労働省	福祉関係事業者における個人 情報の適正な取扱いのためのガイドライン(局長通達)	平成16年11月30日	〇国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) 〇パブリックコメント 平成16年9月30日~10月15日	検討中
職業紹介等	厚生労働省	職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者 供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、決職者等の個人 情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示 等に関して適切に対処するための指針(告示)	平成16年11月4日	○「労働政策審議会労働力需給制度部会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント 平成16年10月1日~10月22日	検討中
労働者派遣	厚生労働省	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年11月4日 平成21年3月31日(見直し) でたどし、個人情報関係部分の変更はない	〇「労働政策審議会労働力需給制度部会」 〇国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) 〇パブリックコメント 平成16年10月1日~10月22日	検討中
労働組合	厚生労働省	個人情報の適正な取扱いを確保するために労働組合が講ずべき 措置に関する指針(告示)	平成17年3月25日	○パブリックコメント 平成17年3月1日~3月14日	検討中
企業年金	厚生労働省	企業年金等に関する個人情報の取扱いについて(局長通達)	平成16年10月1日	〇部内において検討	検討中
農林水産	農林水産省	個人情報の適正な取扱いを確保するために農林水産分野における事業者が講ずべき措置に関するガイドライン(告示)	平成16年11月9日	○「農林水産省個人情報安全管理連絡会議」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パマブリックコゲント 平成16年9月3日~9月30日	Οパブリックコメント 平成21年1月27日~2 月25日
国土交通	国土交通省	国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年12月2日	〇「国土交通省情報化政策委員会」 〇国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) 〇パブリックコメント 平成16年9月21日~10月20日	檢討中
		不動産流通業における個人情報保護法の適用の考え方 (課長通知)	平成17年1月14日	〇「不動産業における個人情報保護のあり方に関する研究会」	検討中
防衛	防衛省	防衛省関係事業者が取り扱う個人情報の保護に関する指針(告示)	平成18年5月25日	○パブリックコメント 平成18年3月30日~平成18年4月28日	検討中
合計24分野		合計38ガイドライン			

## (2). 行政機関等に対するガイドライン

総務省において、各行政機関及び独立行政法人等の安全確保措置についてのガイドラインを策定。

分野	所管省庁	ガイドラインの名称	策定時期	検討の経過
行政機関	総務省	行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関 する指針(局長通知)	平成16年9月14日	〇国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日)
独立行政法人	総務省	独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針(局長通知)	平成16年9月14日	〇国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日)
合計2分野		合計2ガイドライン		

# 2. 主務大臣による権限の行使の状況

名称	主務大臣	権限行使の年月日	権限行使の契機	関連条文
※該当なし				
計0件				

(注)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、主務大臣等が行った、勧告(法第34条第1項)、命令(法第34条第2項)及び緊急の命令(法第34条第3項)について 記載。 なお、上記以外に、各省庁において、報告の徴収を28件、助言を1件を実施している。

20

# 3. 認定個人情報保護団体の認定の状況

※塗りつぶし ⇒平成20年度中に、主務大臣によって新たに認定された団体。

平成21年3月31日現在

・損害保険会社に係る個人情報保護指針 ・損害保険会社における個人情報保護に関する安全管理措置等につい ての実務指針 ・損害保険会社に係る個人情報保護指針 ・損害保険会社における個人情報保護に関する安全管理措置等につい ての実務指針 ・生命保険業における個人情報保護 のための取扱指針 ・生命保険業における個人情報保護 のための安全管理措置等について の実務指針 認定個人情報保護団体対象事業者 に対する個人情報保護指針 個人情報の保護と利用に関する指 針 個人情報の保護に関する取扱指針 個人情報の保護に関する指針 個人情報の保護に関する指針 ガイドラインの名称 個人情報保護指針 個人情報保護指針 対象事業者数 542 248 132 336 46 28 26 34 2 61 平成18年11月30日 平成17年10月24日 平成17年4月15日 平成17年4月15日 平成19年3月20日 Ш 平成17年4月1日 平成17年4月1日 Ш Ш Ш 平成17年7月1 平成17年4月1 平成17年7月1 認定年月 東京都千代田区富士見1丁目2番 27号 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8 東京都中央区日本橋 兜町2-1東京証券取引所ビル6階 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8 東京都千代田区神田東松下町41 --1 東京都千代田区神田淡路町2-9 東京都千代田区丸の内3-4-1新 国際ビル3F 東京都港区虎ノ門3—20—4虎ノ 門鈴木ビル 東京都千代田区丸の内1-3-1 東京都千代田区大手町2-6-2 苦情処理窓口 の電話番号 0120-25-7900 03-3286-2648 03-3255-1470 03-5222-1700 03-3663-0505 03-3222-1816 03-5614-8440 03-5294-7070 03-5425-7854 0120-817335 限責任中間法人外国損害保険協会 社団法人 日本証券投資顧問業協会 全国信用情報センター連合会※ 全国銀行個人情報保護協議会 消費者信用個人情報保護協会 社団法人 日本損害保険協会 社団法人 生命保険協会 社団法人 投資信託協会 社団法人 信託協会 日本証券業協会 所管府省 金融广 金融庁 金融庁 金融庁 金融庁 金融广 金融广 金融庁 金融广 金融广 信用情報機関·与信 事業 証券投資顧問業 投資信託委託業 対象事業 等分野 信用情報機関 証券業 保険業 保険業 保険業 銀行業 信託業

対象事業	所管府省	从茶	苦情処理窓口	所在批	認定年月日	対象事業者数	ガイドロインの外替
辛勿野 警備業	警察庁	社団法人全国警備業協会	03-3342-5821	東京都新宿区西新宿1-9-18永和 ビル7階		193	警備業における個人情報の保護に 関するガイドライン
放送	総務省	財団法人 放送セキュリティセンター	03-3585-6231	東京都港区赤坂2-21-25	平成17年4月12日	532	受信者情報取扱事業における個人 情報保護指針
電気通信事業	総務省 経済産業省	財団法人 日本データ通信協会	03-5907-3803	東京都豊島区巣鴨2-11-1巣鴨室 町ビル7F	平成17年4月12日	149	電気通信事業における個人情報保護指針
事業全般	総務省 経済産業省	財団法人日本情報処理開発協会	0120-700779	東京都港区芝公園3-5-8機械振 興会館内	平成17年6月27日	5,026	個人情報保護マネジメント システム-要求事項 (JIS Q 15001:2006)
製薬業	厚生労働省	日本製薬団体連合会	03-3270-1810	東京都中央区日本橋本町2-1-5	平成17年10月20日	650	製薬企業における個人情報の適正 な取扱いのためのガイドライン
介護・福祉	厚生労働省	社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会	098-882-5704	沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目 373番地1	平成18年2月2日	707	個人情報保護指針
介護·福祉	厚生労働省	社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会	058-278-5136	岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1 号	平成18年3月30日	290	福祉・介護サービス事業者に係る個 人情報保護指針
医療	厚生労働省	社団法人 全日本病院協会	03-3234-5165	東京都千代田区三崎町3-7-12清 話会ビル	平成18年2月13日	2,272	全日本病院協会における個人情報 保護指針
医療	厚生労働省	社団法人 日本病院会	03-3265-0077	東京都千代田区一番町13番地3	平成19年3月26日	2,651	日本病院会個人情報保護法への対 応の手引き
医療・介護	厚生労働省	特定非営利活動法人 医療ネットワーク 支援センター	03-5333-5875	東京都渋谷区代々木3-45-2	平成18年3月24日	118	個人情報の適正な取扱い確保のた めの指針
医療・介護・福祉	厚生労働省	特定非営利活動法人 患者の権利オンブ ズマン	092-641-7354	福岡県福岡市東区馬出2-1-22	平成18年3月24日	13	個人情報保護指針
手技療法(柔道整 復・はり・きゅう・あん まマッサージ指圧・ 整体・カイロブラ ティックス・リラク ゼーション等)	厚生労働省 経済産業省	特定非営利活動法人 日本手技療法協会	03-5296-5011	東京都千代田区神田須田町1-8 パールビル7F	平成18年3月31日	397	個人情報の保護に関する法律についての柔道整復・はり・きゅう・あんまマツル・リンプをいった。 まマツル・リンス・カイロブラティックス・リラクゼーション事業者等を対象とするカイドライン
ギブト用品に関する事業	経済産業省	社団法人 全日本ギフト用品協会	03-3847-0691	東京都台東区寿3-15-10ペンギンビル3階	平成17年5月13日	18	個人情報の保護に関する法律についてのギフト分野を対象とするガイド ライン

対象事業	拉拉	##	苦情処理窓口	‡ 	14 14 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	<b>上午</b> 书 书 书 书	古なの ベニジバゴ
等分野	加官所有	石外	の電話番号	까111년		<b>刈</b>	ンイトレイノの石作
葬祭業	経済産業省	UECIA個人情報保護協会	03-5379-8101	東京都新宿区四谷4-19-3	平成17年5月13日	130	個人情報の保護に関する法律についての葬祭事業者を対象とする指針
クレジット事業	経済産業省	クレジット個人情報保護推進協議会	03-5215-8402	東京千代田区麹町5-7秀和紀尾 井町TBRビル903	平成17年5月30日	1,120	クレジット産業における個人情報保護・利用に関する自主ルール
印刷・グラフィック サービス工業	経済産業省	社団法人 東京グラフィックサービス工業 会	03-3667-3771	東京都中央区日本橋小伝馬町7- 16	平成17年12月7日	470	印刷・グラフィックサービス工業 個人情報保護ガイドライン
小売業	経済産業省	社団法人 日本専門店協会	03-5411-5351	東京都港区北青山2-12-8	平成17年12月7日	222	専門店における個人情報保護法ガイドライン
経済産業分野	経済産業省	特定非営利活動法人 日本個人·医療情報管理協会	03-5234-5780	東京都新宿区西新宿1-10-1MY 新宿第二ビル3F株式会社イマジ ンプラス内	平成18年2月10日	26	個人情報保護指針
経済産業分野	経済産業省	社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会	03-5729-3711	東京都目黒区中根2-13-18第百 生命都立大学駅前ビル	平成18年2月13日	8	社団法人日本消費生活アドバイ ザー・コンサルタント協会における個 人情報保護ガイドライン
経済産業分野	経済産業省	長野県個人情報保護協会	026-267-6077	長野県長野市若里7丁目7-2才 フィスリンク内	平成18年8月4日	13	長野県個人情報保護協会における個人情報に関する法律についてのガイドライン
結婚情報サービス業経済産業省	経済産業省	有限責任中間法人 結婚相談業サポート協会	03-5304-8797	東京都渋谷区代々木4-31-4	平成20年7月7日	4	結婚相談業サポート協会における 個人情報保護指針
結婚情報サービス業 経済産業省	経済産業省	結婚相手紹介サービス協会	03-5689-8769	東京都文京区本郷3-37-15	平成20年12月15日	8	結婚相手紹介サービス協会におけ る個人情報保護指針
新聞販売業	経済産業省	大阪毎日新聞販売店事業協同組合	06-6346-8160	大阪府大阪市北区梅田3-4-5毎 日新聞ビル内	平成18年3月9日	563	個人情報保護指針
葬祭業	経済産業省	全国こころの会葬祭事業協同組合	03-5828-3855	東京都台東区松が谷4-28-3	平成18年3月31日	22	全国こころの会における個人情報の 保護に関する法律についてのガイド ライン
自動車販売業	経済産業省 国土交通省	社団法人 日本自動車販売協会連合会	03-5733-3105	東京都港区芝大門1-1-30 日本 自動車会館15階	平成17年5月19日	1,655	自動車販売業個人情報保護指針
自動車登録番号交 付代行業	国土交通省	社団法人 全国自動車標板協議会	03-3813-5911	東京都文京区本郷2-15-13 お茶 の水ウイングビル4階	平成17年12月27日	22	交付代行者等個人情報保護指針
賃貸住宅管理業	国土交通省	財団法人日本賃貸住宅管理協会	(fax <i>のみで</i> 受 付) 03-5276-3445	東京都千代田区麹町5-3-3麹町k sスクエア1階	平成19年3月16日	949	賃貸住宅管理業における個人情報 保護に関するがポライン
		計37団体					計40本

(注)対象事業者数の( )は、認定業務の対象となることについて同意を得た事業者の数。 ※全国信用情報センター連合会は、平成21年3月31日をもって認定業務を廃止。

第2章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況

個人情報に関する苦情処理の状況

(1) 受什機関の状況

(1) 女り (成長) ひんんん	J//														
益	受付機関	4月	5月	6月	7月	8月	日6	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合
**田井公子特	消費生活センター	780	677	742	989	656	710	709	542	267	642	654	619	8,044	82.3%
<b>生</b> 日 ド ス ス 引	その他	42	31	49	45	31	37	32	12	15	17	40	3	354	3.6%
国民生活センター	_	105	87	135	141	121	128	125	109	108	84	124	114	1,381	14.1%
수計		927	795	926	872	808	875	866	699	069	743	818	796	9,779	100.0%
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1 B に (十mm-1::・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			1 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	1	一十十二 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	#=1						

(注)1. 表中の「消費生活センター」は、PIO-NET端末の設置されている消費生活センターで受け付けた分を集計。 2. 表中の「その他」とは、個人情報保護条例所管部局等で受け付けた分を集計。

(2)年齢

件数	割合
302	3.1%
1,576	16.1%
2,453	25.1%
2,190	22.4%
1,337	13.7%
745	%9°L
390	4.0%
786	8.0%
9,779	100.0%

(3)性別

	件数	割
男性	4,943	20.6%
女性	4,736	48.4%
不明	8	0.1%
その他	95	0.9%
合計	9,779	100.0%

(4) 職業

100.0%	9,779	中計
1.0%	66	その他
6.3%	612	1
10.1%	166	無職
4.6%	450	<b>事</b> 点
20.4%	1,992	家事従事者
5.6%	244	業甲貝•冥貝
52.0%	5,091	<b>学</b> 王士与甥
割小	件数	

(5)事業分野の状況

シントインション・アンド		
事業分野	件数	割合
医療	508	2.1%
金融•信用	807	8.3%
情報通信	2,431	24.9%
その他の事業分野	4,812	49.2%
不明	1,711	17.5%
合計(重複分除く)	9,779	100.0%

(6)相談内容の状況

	\0	\0		\0	\0	\0	\0	\ <u>0</u>	\0	\ <u></u>	l .o
割合	%0'83	24.8%	14.9%	%L'S1	%9'9	4.6%	7.1%	%0'Z	%E'O	17.0%	100.0%
体勒	5,185	2,426	1,460	1,540	849	<b>4</b> 24	508	195	<b>L</b> Z	1,667	9,779
相談内容	不適正な取得	漏えい・紛失	目的外利用	同意のない提供	開示等	苦情等の窓口対応	情報内容の誤り	委託先等の監督	オプトアウト違反	その他	合計(重複分除く)

(7)処理結果の状況

(1) 巡手や米の水が		
処理結果の種類	件数	割合
指導・助言	8,273	84.6%
その他の情報提供	1,054	10.8%
他機関紹介	951	1.6%
あっせん解決	207	2.1%
あっせん不調	91	0.2%
処理不能	38	0.4%
処理不要	88	0.4%
不明	0	0.0%
合計(重複分除く)	9,779	100.0%
	1. 批准化工 世上	1-1-2 m + 6

(注)1. 表中の「指導・助言」は、自主交渉による解決の可能性がある相談について、自主解決の方法をアドバイスしたものを指す。
2. 表中の「その他の情報提供」は、あっせん以外の処理で、「指導・助言」に該当しないものを指す。

2. 事業者からの個人情報漏えい事案の状況(平成20年度)

(1)漏えいした人数

			77	漏えいした人数		
府省名	<b>本</b>	500人 以下	501~ 5,000人	5,001~ 50,000人	50,001人 以上	不明
金融庁	135	80	28	15	12	0
総務省	89	61	5	2	0	0
財務省	1	0	0	0	0	1
文部科学省	18	11	9	1	0	0
厚生労働省	18	12	2	3	1	0
農林水産省	45	40	2	2	1	0
経済産業省	181	133	27	16	5	0
国土交通省	66	92	9	1	0	0
合計 (重複分除<)	538 (100.0%)	408 (75.8%)	73 (13.6%)	38 (7.1%)	18 (3.3%)	(0.2%)

(注)1. 漏えい事案には、「漏えい」のほか、「滅失」、「き損」の事案を含む。 2. 漏えいした人数とは、漏えいした個人情報によって識別される特定の個人の数をいう。

(2)漏えいした情報の種類

	4案 才/	<i>4</i>		ji	扇えいした	漏えいした情報の種類		
府省名	Ė	<b>X</b>	顧客情報	情報	従業員	従業員情報	その他	その他の情報
		うち基本 情報のみ		うち基本 情報のみ		うち基本情報のみ		うち基本情報のみ
金融广	135	10	132	10	2	1	5	2
総務省	89	32	67	31	0	0	1	1
財務省	ı	0	1	0	0	0	0	0
文部科学省	18	0	18	0	4	0	1	0
厚生労働省	18	2	12	1	9	1	5	1
農林水産省	45	10	44	10	1	0	1	0
経済産業省	181	39	178	39	10	0	4	0
国土交通省	66	15	97	15	9	2	5	0
合計 (重複分除<)	538 (100.0%)	101 (18.8%)	522 (97.0%)	99 (18.4%)	27 (5.0%)	3 (0.6%)	21 (3.9%)	4 (0.7%)

<sup>(</sup>注)1. 「基本情報」とは、氏名、生年月日、性別、住所を指す。 2. 一つの事案で複数の情報が漏えい等した場合は、すべての項目について記入。 3. 合計欄の()内は、全体の件数に対する割合を示す。 4. 表中の「うち基本情報のみ」は、基本情報のみ漏えいした事案の件数(内数)及び漏えい事案全体に対する割合。

(3)漏えい等の形態と暗号化等の情報保護措置

中公女	** ゼ		電子媒体のみ 199件(36.9%)	199件(36.9%)			紙媒体のみ 327件(60.8%)	3274(60.8%)			紙媒体と電子媒体 8件(1.5%)	長体 8件(1.5%)		= 
A D	<u>十</u>	措置有	一部措置有	# 黒 罪	不明	措置有	一部措置有	措置無	不明	措置有	一部措置有	措置無	不明	<u>\$</u>
金融庁	135	8	3	11	3	2	1	86	5	0	8	-	0	1
総務省	89	-	9	21	2	0	-	36	0	0	-	0	0	0
財務省	-	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	18	2	0	10	8	0	0	2	1	0	0	0	0	0
厚生労働省	18	4	0 1	4	4	0	0	9	0	0	0	0	0	0
農林水産省	45	3	3 2	9	0	0	0	32	2	0	0	0	0	0
経済産業省	181	23	16	41	3	0	0	96	2	0	0	1	0	0
国土交通省	66	12	0 -	22	3	1	7	43	9	0	0	2	0	3
合計 (重複分除く)	538 (100.0%)	50 (9.3%)	(4.6%)	109 (20.3%)	15 (2.8%)	3 (0.6%)	8 (1.5%)	302 (56.1%)	14 (2.6%)	0(0.0%)	4 (0.7%)	(0.7%)	0 (0.0%)	(0.7%)

(注)暗号化等の情報保護措置とは、情報の暗号化や紛失したパソコンへのパスワードによるアクセス制限等、情報保護のために講じられた措置をいう。

(4)漏えい元・漏えいした者

						#	事業者										₩¥	委託先						
府省名	件数			従業者	幸			第三者	加		4				従業者	布			第三者	和正	-1	4		吊田
		件数	件数	意図的	大 章	不明	件数	意図的	大意	不明		出	件数	件数	適図名	不 注 意	不明 (	件数	意図 7	不 道 八	不明		—— 语	
金融庁	135	114	108	1	106	1	1	0	1	0	2	0	21	15	0	11	4	9	4	0	2	0	0	-
総務省	89	28	22	-	21	0	-	0	0	-	2	0	40	32	7	22	က	9	4	2	0	2	0	0
財務省	1	_	_	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	18	15	=	-	10	0	4	4	0	0	0	0	က	2	0	2	0	-	0	0	-	0	0	0
厚生労働省	18	14	Ξ	_	10	0	2	2	0	0	0	-	4	က	0	က	0	-	0	-	0	0	0	0
農林水産省	45	41	34	0	31	က	0	0	0	0	7	0	4	2	0	-	-	0	0	0	0	2	0	0
経済産業省	181	137	97	4	93	0	34	33	1	0	2	1	42	31	4	26	-	10	6	1	0	1	0	2
国土交通省	66	81	72	1	64	7	2	2	0	0	7	0	14	10	0	6	-	4	4	0	0	0	0	4
合計	538	409	338	7	320	11	42	39	2	_	27	2	123	90	11	70	6	28	21	4	3	2	0	7
(重複分除く)	(100.0%)	(76.0%) (62.8%) (1.3%) (59.5%) (2.0%)	(62.8%)	(1.3%)	(29.5%)		(7.8%)	(7.2%)	(0.4%)	(0.2%)	(2.0%)	(0.4%)	(22.9%)	$ (7.2\%) \left(0.4\%\right) \left(0.2\%\right) \left(0.2\%\right) \left(0.2\%\right) \left(0.4\%\right) \left(0.2\%\right) \left($	(2.0%)	13.0%)	1.7%)	5.2%)	3.9%)	0.7%)	0.6%)	0.9%)	.0%)	1.3%)

(注)合計欄の()内は、全体の件数に対する割合を示す。

(5)事業者による改善措置

6 名 4 数												
当 会 本 本		安全管理対策	<b>亜対策</b>				その他	その他の対応			光報	
		組織的				本人への 謝罪・連 絡	専用窓口 の設置	商品券等 の配布	警察への国出	その色	海 海岸 大学	<b>长</b>
金融广 135	135	123	123	19	121	102	51	1	19	6	0	0
総務省 68	89	89	49	14	92	9	19	7	12	0	0	0
財務省 1	-	-	-	-	1	1	0	0	0	0	0	0
文部科学省 18	13	က	12	က	18	16	8	1	7	-	0	0
厚生労働省 18	18	18	18	5	18	16	11	1	6	0	0	0
農林水産省 45	45	28	27	9	44	34	9	7	6	5	0	0
経済産業省 181	181	181	177	71	160	117	89	16	89	51	0	0
国土交通省 99	66	97	97	7	66	96	9	0	26	0	0	0
合計 538	538	519	495	119	526	428	160	22	170	61	0	0
(重複分除く) (100.0%) (10	(100.0%)	(96.5%)	(92.0%)	(22.1%)	(97.8%)	(79.6%)	(29.7%)	(4.1%)	(31.6%)	(11.3%)	(0.0%)	(0.0%)

(注)1.表中の「組織的」安全管理対策とは、安全管理責任者の設置、社内規定の整備、教育・研修の実施、監査の実施等を指す。
 「技術的」安全管理対策とは、ファイアウォールの構築、情報漏洩防止ソフトウェアの導入、個人データへのアクセス状況の監視等を指す。
 2.「安全管理対策」と「その他の対応」は複数回答。
 3.合計欄の()内は、全体の件数に対する割合を示す。

(6)認定個人情報保護団体への報告

72 (61.5%)	117	538	合計 (重複分除<)
1	1	66	国土交通省
30	30	181	経済産業省
0	0	45	農林水産省
0	6	18	厚生労働省
0	0	18	文部科学省
0	0	1	財務省
22	38	89	総務省
21	<b>†</b> †	135	金融广
認定個人情報保護 団体への報告	認定個人情 報保護団体 への所属	件数	府省名

0

0 0 0

21

(注)1. 「認定個人情報保護団体への所属」については、 複数の認定個人情報保護団体に所属している場合であっても1件とカウントしている。
2. 「認定個人情報保護団体への報告」については、 所属するいずれかの団体に報告していれば1件とカウントしている。 また、合計におけるパーセンテージは、 認定個人情報保護団体に所属している事業者による事案に占める割合を示す。

3. 認定個人情報保護団体の取組の状況(平成20年度)

	! !			法第	法第42条及び第43条に基づく措置	3条に基づく指	鮰		
対象事業等分野	所管府省	名称	苦情処理	説明要求	資料要求	票	10000000000000000000000000000000000000	その他の措置(注)	その他の消費
<b>警衛業業</b>	警察庁	社団法人全国警備業協会	0	0	0	0	0	0	・オームページ・機関誌で情報提供(随時)
証券業	金融庁	認可法人日本証券業協会	2	2	0	0	0	0	・相談・問い合わせへの対応(平成20年度8件)
<b>宋</b>	金融庁	社団法人生命保険協会	34	9	0	3	0	2	・相談・問い合わせへの対応(平成20年度21件) ・対象事業者における個人情報施用、東京の1年1月 ・対象事業者における個人情報編末し、等事業事の調査(平成20年4月、10月) ・ (※) 7年の世の措置の20年代、個人情報編末し、等事業が発生した対象事業者に対して、「指導」ととも 「※) 7年の他の措置(2024年、個人情報編末し、等事業が発生した対象事業者に対して、「指導」ととも に、再発防止策等の報告を求めたもの(指導3件には、その他の措置を実施した2件を含む)。
保険業	金融庁	社団法人日本損害保険協会	26	0	0	0	0	0	・指談対応(平成20年度、88件) ・対象事業者への情報提供(随時) ・対象事業者の個人情報提供(国際の政報状元(国別をアンケート調査実施(平成21年2月) ・対象事業者の個人情報保護の政報状元(国別をアンケート調査実施(平成21年2月) ・対象事業者向けの研修の実施(平成20年度・6回) ・対象事業者向けの研修の実施(平成20年度・6回)
保險業	金融庁	有限責任中間法人外国損害保険 協会	0	0	0	0	0	0	・消費者からの相談・問い合わせへの対応(平成20年度 8件)
銀行業	金融庁	全国銀行個人情報保護協議会	100	26	0	27	0	0	相談・問い合わせへの対応(平成20年度242件) 金真同けの研修会の実施(平成21年3月) ・音情対応機関の相談員を対象とする研修会の実施(平成20年12月)
** ***	他 他	社団法人信託協会	-	0	0	ro	0	0	·対象事業者に対する情報の提供(平成20年4月、10月) ·対象事業者向けのセミナーの実施(平成21年2月)

			#					
	その他の活動	(相談・問合せへの対応〉 (相談・情報・情報・情報・情報・情報・情報・情報・情報・情報・情報・情報・情報・情報・	・相談・問い合わせへの対応(平成20年度0件) ・ホームページでの情報提供(協時) ・野薬企業における個人情報漏塊防止マニュアル」の策定及び「製薬企業における個人情報の適正な取り扱いのためのガイドライン」の改訂(平成21年3月)	・個人情報保護に関するアンケート調査の実施 ・間い合わせ・相談・の対応、中成20年度:12件) ・「個人情報管理・担当責任者兼成研修1の実施(年2回) ・個人情報保護に関するセミナーの実施	・相談事例の検討 (年5回程度) - 苦情処理に対する体制整備	・聞い合わせ・相談への対応(平成20年度:9件)	-診療記錄不開示調查の棄施 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	
	その他の措置(注)	o	0	0	0	0	0	
鮰	勧告	0	0	0	0	0	0	
13条に基づく	非	21	0	0	0	0	0	
法第42条及び第43条に基づく措置	資料要求	21	0	0	0	0	0	
	説明要求	۲	0	0	-	0	0	
	苦情処理	67	0	-	ဖ	0	0	
	各	財団法人日本情報処理開発協会	日本製薬団体連合会	社団法人全日本病院協会	社団法人日本病院会	特定非営利活動法人医療ネット ワーク支援センター	特定非営利活動法人患者の権利 オンプズマン	
	所管府省	然然 治 一种 一种 一种 一种	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	
	対象事業等分野	事業全般	製薬業	医療	医療	医療・介護	医療・介護・福祉	

<u>「</u> <u> </u>	法第42条及び第43条に基づく措置	所管府省 名称 苦情処理 説明要求 指導 勧告 <mark>その他の</mark> 活動 その他の活動 (選(注)	社会福祉法人沖縄県社会福祉協     0     0     0     0     0     0     0	社会福祉法人岐阜県社会福祉協     0     0     0     0     0     0     0	・ 相談・問い合かせへの対応(平成20年度0件) ・ 対象事業者向けのセミナーの実施(平成20年度11回開催) ・ オームページでの情報提供(個時) ・ 他の認定個人情報保護団体との意見交換会の実施(平成20年3月)	- 会員事業社を対象にしたセミナーを実施(2008年6月)。 - 会員事業社を対象にしたセミナーを実施(2008年6月)。 - 会員事業社同けの情報誌であるメールマガジンで情報の提供。 - 会員事業社同けの情報誌であるメールマガジンで情報の提供。 - 会員事業社に対し「ギアトプライバシーマーク」(GPマーグ)制度を平成17年より導入し、平成20年度に おけるGPマーク申請社は16社。	・	登済産業省 社団法人東京グラフィックサービス 0 0 0 10 対象事業者向けセミナー(平成21年2月参加者40名)印刷業者一般へ向けたセミナー(平成20年9月	圣済産業省 社団法人日本専門店協会 0 0 0 0 4 ・相談・問い合わせへの対応(平成20年度4件)
(P)		<b>章</b> 府省							

	その信の活動	·個人情報保護指針の作成指導 20件 ・対象事業者への監査など 15件 ・バンフレット作成配 ・個人情報保護体制構築指導セミナー開催など	·対象事業者からの勤告対応(平成20年11月1件) ·対象事業者の5回責交換の実施(平成20年10月1件) ·対象事業者向けの研修講座の実施(平成20年8月) ·消費者・募業者向けの冊子(平成19年度作成)について、平成19年度に引き続き要望に基づき提供(約150部)	相談・問い合わせへの対応 (平成20年度3件) ・ホームページでの情報提供 (随時)	※平成20年5月22日認定廃止	-METU建絡会参加 ・対象事業者への法令規範改定等の説明会案内および情報提供 ・対象事業者への個人情報保護研修の実施(平位21年3月) ・苦情処理および事務の個の人情報保護監査の実施 ・ホームページでの情報提供(随時)	·個人情報に関する苦情の対応(平成20年度2件) · 珍条事業者向けのセミチーの実施・平成20年度5回開催) · 弥全、子での情報提供協時 · 浩· 特心理委員会「回開催 · 結婚処理委員会「回開催 · 結婚処理委員会」「回開催	・指数・問い合わせの対応(随時) ・ホームページで信頼提供(屈時) 対象事業者向けへの保険加入促進・パンフレット配布(随時) ・設定個人情報保護団体連絡会に参加(平成21年3月17日) ・職員のセミナー参加(平成21年3月4日)
法第42条及び第43条に基づ〈措置	その他の措置(注)	0	4	0	0	0	0	0
	勧告	0	0	0	0	0	0	0
	標票	0	0	0	0	0	8	0
	資料要求	0	-	0	0	0	0	0
	説明要求	0	-	0	0	0	0	0
	苦情処理	0	0	က	0	2	8	0
	名称	特定非営利活動法人日本個人·医療情報管理協会	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会	長野県個人情報保護協会	結婚情報サービス協議会	結婚相手紹介サービス協会	結婚相談業サポート協会	大阪毎日新聞販売店事業協同組合
	所管府省	経済産業省	経済産業省	経済産業省	経済産業省	経済産業省	経済産業省	経済産業省
	対象事業等分野	経済産業分野	経済産業分野	経済産業分野	結婚情報サービス業	結婚情報サービス業	結婚情報サービス業	新聞販売業

	その他の活動	・相談・問合せへの対応 平成20年度0件・対象事業者向けのセミナーの実施 平成20年10月	・問い合わせへの対応(平成20年度5件) ・対象事業者同けのセミナーの実施・中収20年9月) ・対象事業者向けのルミナーの実施・中成20年9月) ・ホームページでの情報提供(協称) ・ホームページでの情報提供(協称) ・加工事業者の限約で4年7月年成50月発送) ・加盟事業者の取組み程度把握[ニためアンケート実施(平成20年12月)	・相談・間いをわせへの対応(平成20年度50件) ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成20年9~12月) ・文書での情報提供(随時) ・理事を、表員余等を通じた安全管理措置の徹底の周知 ・認定個人情報保護団体運給会への出席(年2回)	・相談・問い合わせへの対応(平成20年度なし) ・対象事業者向けの資料集の作成・配布(平成20年11月作成、屈時配布) ・ホームページでの情報提供(協時) ・委員会を通じ個人情報の遵守指導の徹底・周知(平成21年3月)	・対象事業者向けのセミナーの実施(全国10都市) ・会員用ポスターの作成・配付 ・ホームヘージでの情報提供(組時)	
	その他の措置(注)	0	0	0	13	0	33
法第42条及び第43条に基づく措置	勧告	0	0	0	0	0	0
	<b>意</b> 鼎	0	0	0	0	0	73
	資料要求	0	0	0	0	0	26
	説明要求	0	0	0	0	0	128
	苦情処理	0	0	21	0	0	624
	名称	JECIA個人情報保護協会	全国こころの会葬祭事業協同組合	社団法人日本自動車販売協会連合会	社団法人全国自動車標板協議会	財団法人 日本賃貸住宅管理協会	計38団体
	所管府省	経済産業省	経済産業省	経済産業省 国土交通省	国土交通省	国土交通省	
	対象事業等分野	業務	* * *	自動車販売業	自動車登録番号交付代行業	賃貸住宅管理業	合計

(注)個人情報保護法第42条及び第43条に基づき、認定個人情報保護団体が対象事業者に対して行った取組(説明・資料要求、指導、勧告、その他の措置)及び苦情の処理について 記載。

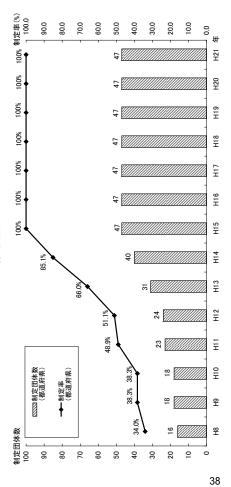
# 第3章 地方公共団体における個人情報の保護に関する施行状況

# (出典:総務省自治行政局[地方自治情報管理概要~電子自治体の推進状況~])

条例制定団体の状況 第1節

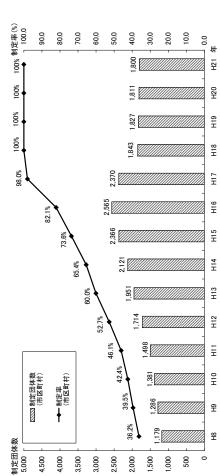
第1-1図 条例制定団体数及び制定率の推移

都道府県



第1-2図 条例制定団体数及び制定率の推移

**市区** 男本



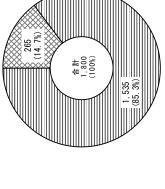
条例の規定内容等 第2節 1 条例における主な規定内容

(1) 対象部門

第2図 条例等の規制対象とする部門の範囲

都道府県

市区町村



合計 47 (100%)

%

🚫 公的部門のみを対象…265

■ 公的部門及び民間部門を対象…39

🚫 公的部門のみを対象…8

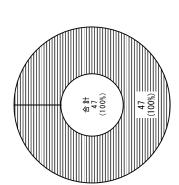
三 公的部門及び民間部門を対象…1,535

処理形態の範囲 (5)

都道府県

第3図 処理形態の範囲

市区町村



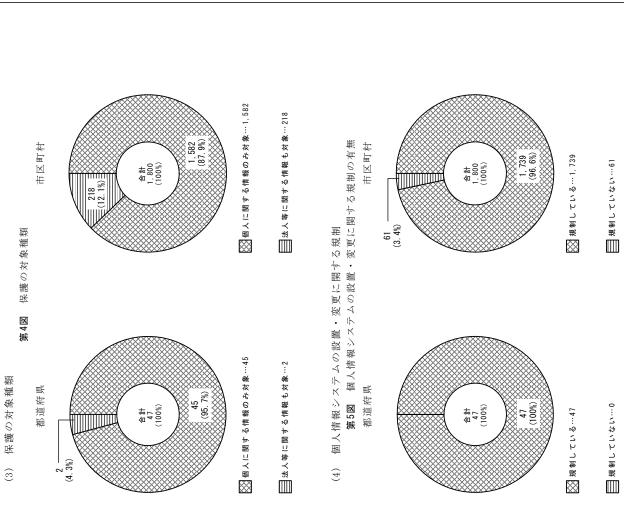
- 32 (1.8%) 1, 768

🔀 電子計算機処理のみを対象…32

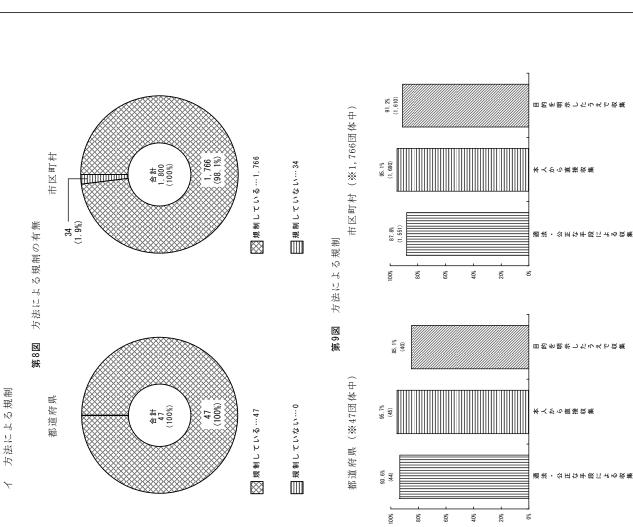
| マニュアル処理も対象…47

🚫 電子計算機処理のみを対象…0

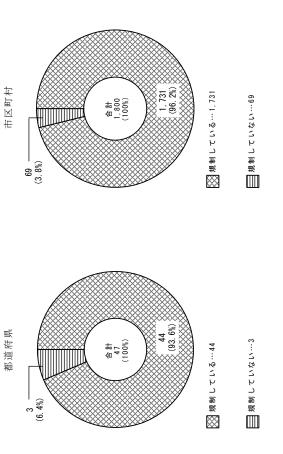
|| マニュアル処理も対象…1,768



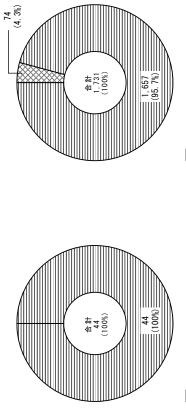
91.0% 公表記録項目等の登録簿の作成・ 市区町村 (※1,739団体中) 市区町村 1, 739 (96. 6%) 🔀 規制している…1,739 1,800 (100%) 第6図 個人情報システムの設置・変更に関する規制 第7図 目的による規制の有無 61 – (3. 4%) 24.4% 審議会への意見聴取 80% %09 40% 20% %0 公表記録項目等の登録簿の作成・ 100% 都道府県(※47団体中) 収集・記録規制 目的による規制 都道府県 (100%) 合計 47 (100%) 63.8% ※ 規制している…47 10.6% A (2) %0 100% 80% %09 40% 20%



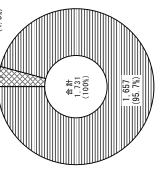
情報の種類による規制の有無 第10図 情報の種類による規制 Ð



市区町村 (※1,731団体中) 情報の種類による規制 第10図 都道府県(※44団体中)



◎ 全面禁止…0



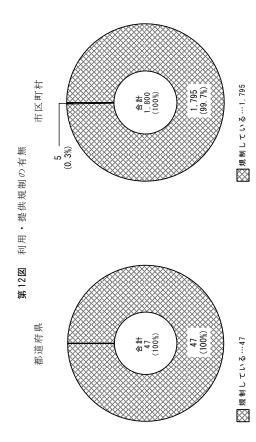
──会面禁止…74

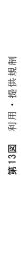
🗐 部分的に禁止(適用除外の規定)…44

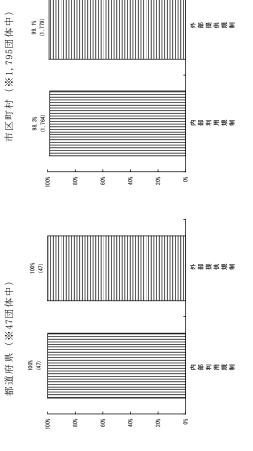
── 部分的に禁止(適用除外の規定)…1,657

40

#### 利用·提供規制 (9)





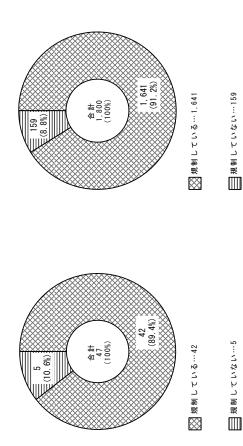


### (7) オンライン規制

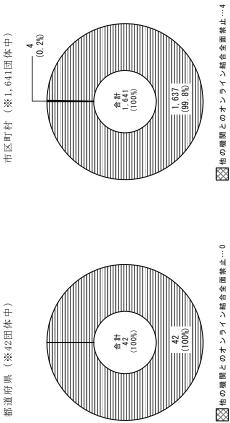
第14図 オンライン規制の有無

都道府県

市区町村



## 第15図 オンライン規制



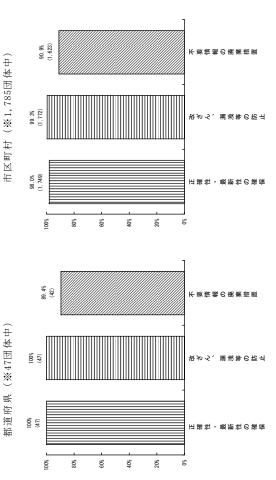
# 🔀 他の機関とのオンライン結合全面禁止…0



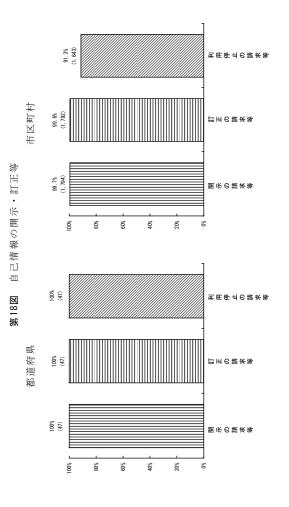
## (8) 維持管理に関する規制

第16図 維持管理に関する規制の有無 市区町村 (100%) (100

第17図 維持管理に関する規制



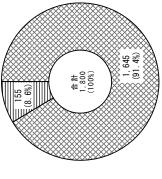
## (9) 自己情報の開示・訂正等



(10) 運用状況、個人情報の処理状況、記録項目等の公表※条例の運用状況、電子計算機システムの※条例の運用状況、電子計算機システムの

記録項目等についての公表の規定

第19図 運用状況、個人情報の処理状況、記録項目等の公表についての規定の有無 都道府県 市区町村 155



合計 47 (100%) ◯◯規定がある…47

47 (100%) (11) 外部委託時の規制

第22図 個人情報処理に係る職員の責務に関する規定の有無

都道府県

個人情報処理に係る職員の責務

(12)

市区町村

42 - (2.3%)

1, 758 × (97. 7%) ×

(100%)

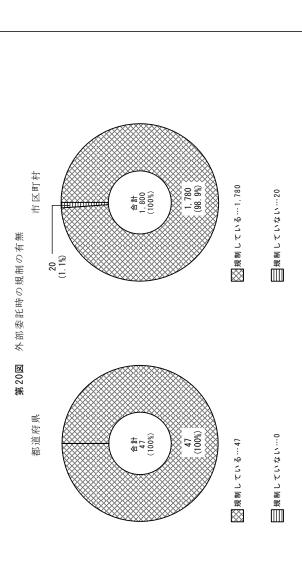
◯◯規定がある…1,758

◯◯ 規定がある…47

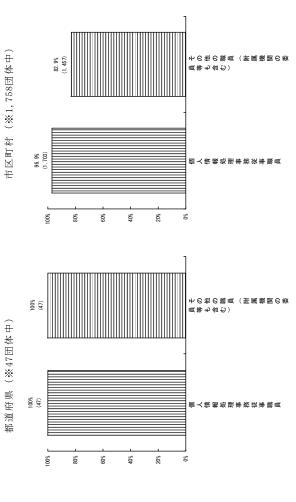
■ 規定がない…0

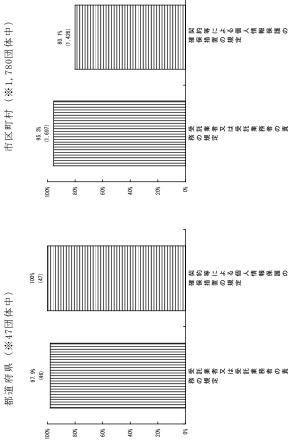
1,800 (100%)

合計 47 (100%)



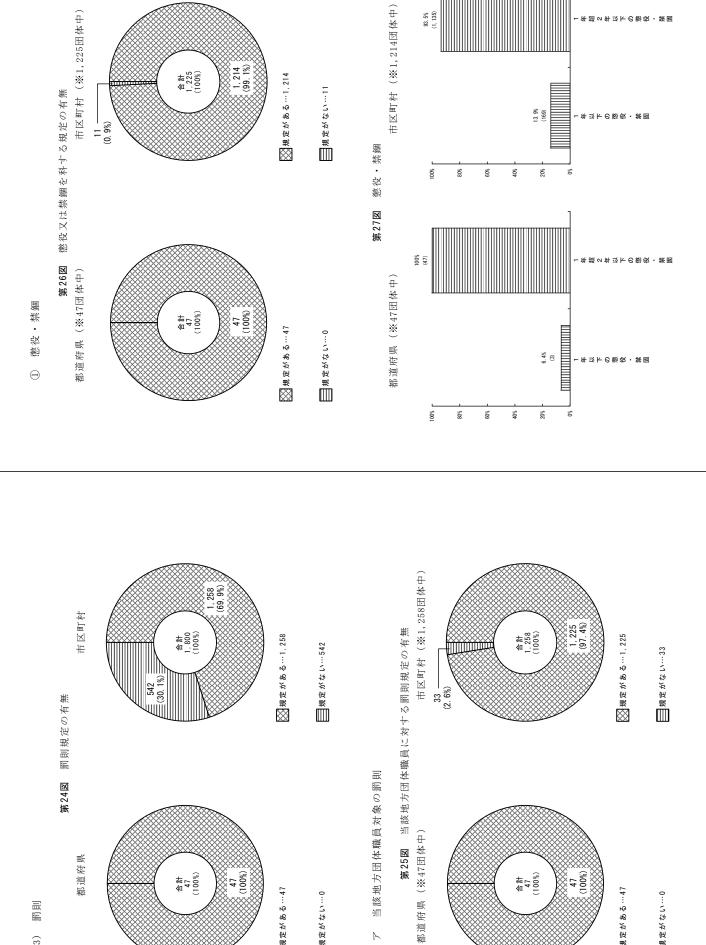
# 第23図 個人情報処理に係る責務を課した者





外部委託時の規制

第21図



1

47 (100%)

◯◯規定がある…47

■ 規定がない…0

合計 47 (100%)

(100%)

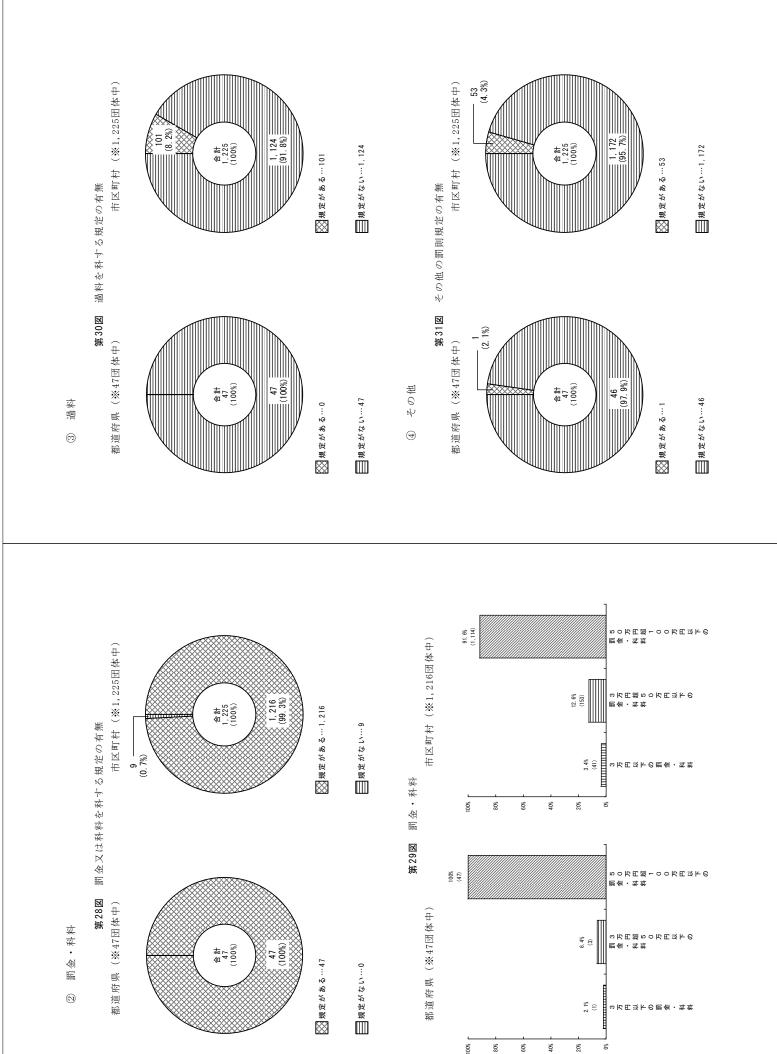
◯◯ 規定がある…47

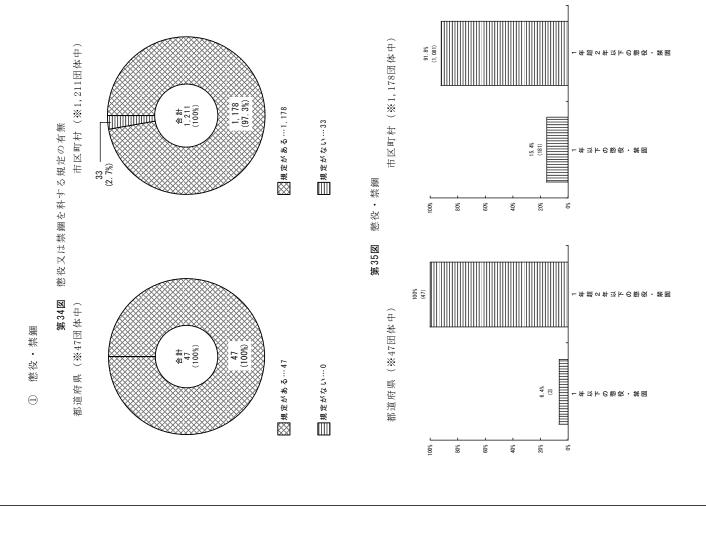
■ 規定がない…0

合計 47 (100%)

都道府県

(13) 罰則





市区町村(※1,225団体中) 市区町村 (※1,258団体中) 第32図 職権濫用により不正収集した場合の罰則規定の有無 1,091 1, 211 3 合計 1,225 (100%) 合計 1,258 (100%) 🔀 規定がある…1,091 🚫 規定がある…1,211 134 (10.9%) 受託業者に対する罰則規定の有無 47 — (3. 7%) 受託業者対象の罰則 第33図 都道府県(※47団体中) 都道府県(※47団体中) 45 (95. 7%) (100°) 合計 47 (100%) 合計 47 (100%) 🔀 規定がある…45 ◯◯ 規定がある…47 ■ 規定がない…2 ■ 規定がない…0 2 (4.3%) 7

濫用不正収集罰則

(D)



#### 附属機関の設置 (14)

第40図 附属機関(審議会等)の設置に関する規定の有無

市区町村 (※1,762団体中)

第42図 申出等への措置

81.8% (1.441)

80%

%09

%09

40%

20%

%

40%

20%

%0

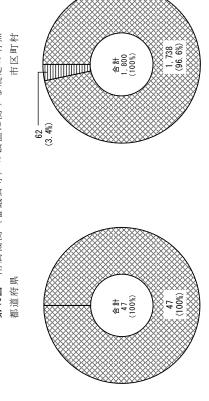
100%

100%

93.6%

100% ┌

都道府県(※47団体中)



ての規定不服申立手続につい

規定苦情処理についての

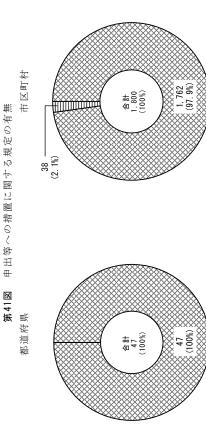
規定苦情処理についての

🚫 規定がある…1, 738

◯◯ 規定がある…47

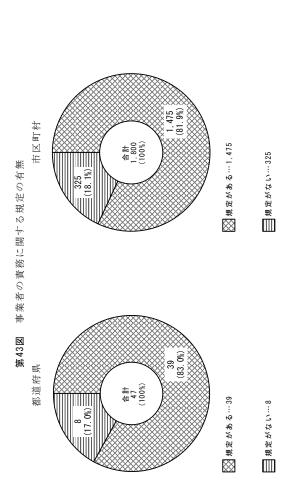
■ 規定がない…0

#### 申出等への措置 (12)



## 2 民間事業者に対する規定

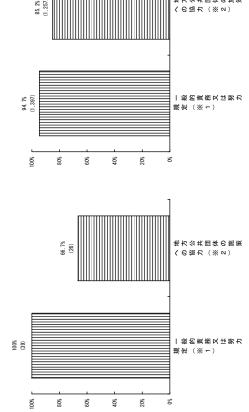
### (1) 事業者の責務



### 第44図 事業者の責務

都道府県(※39団体中)

市区町村(※1,475団体中)

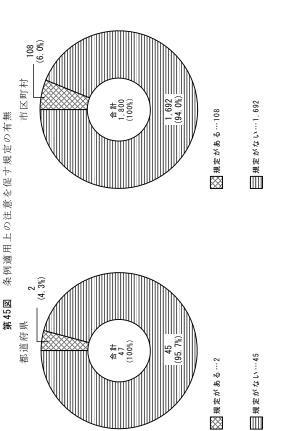


※1 事業者に対し、個人情報保護の必要性を認識し、個人情報に係る人格的利益の侵害を防止する措置を講することを求めるなど、抽象的な責務又は努力要請の規定

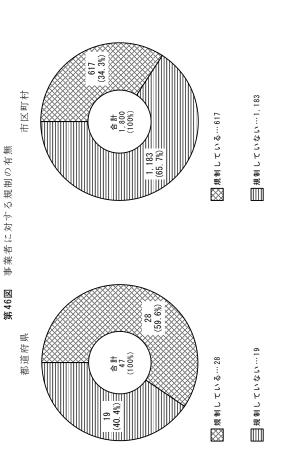
※2 地方公共団体が講ずる保護対策に協力する責務を事業者が有する旨の規定

### (2) 条例適用上の注意

※ 專業者の営業の自由等との関連を考慮し、不当に事業者の権利と自由を侵害することがないよう、保護条例の取扱いに当たって注意を促す規定



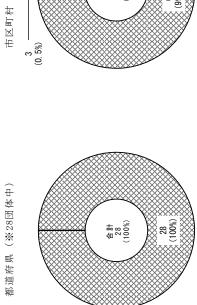
### (3) 事業者に対する規制

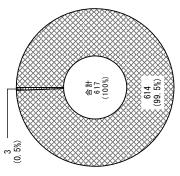


# ア 自主的規制の指導・助言 ※ 事業者に対し、その責務を遂行させるために必要な措置を指導・奨励する規定

# 第47図 自主的規制の指導・助言を行う規定の有無









### 🔀 規定がある…614

🔀 規定がある…28

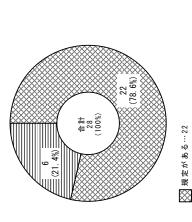
### 

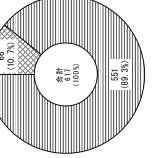
# イ 指針の作成 ※事業者が講ずるべき保護対策の指針を地方公共団体が作成する旨の規定

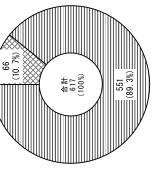
# 第48図 指針を作成する規定の有無

都道府県(※28団体中)

市区町村 (※617団体中)





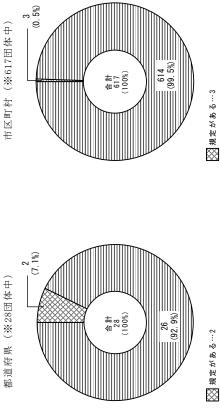




#### 

ウ 登録 届出制度 ※事業者の個人情報の保有状況、取扱方法等の概要等を地方公共団体が備える登録簿に登録し、 これを住民に公開する旨の規定

登録届出制度の有無 第49図

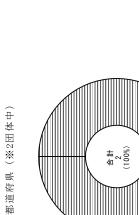


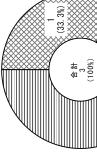
## ■ 規定がない…26

#### || 規定がない…614

#### 登録届出制度 第50図

市区町村(※3団体中)







2 (66. 7%)

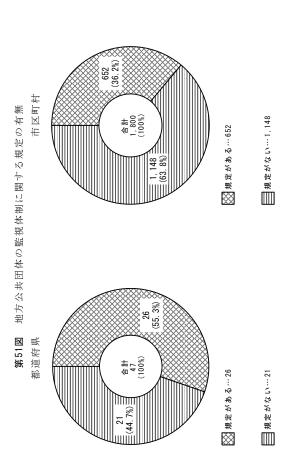




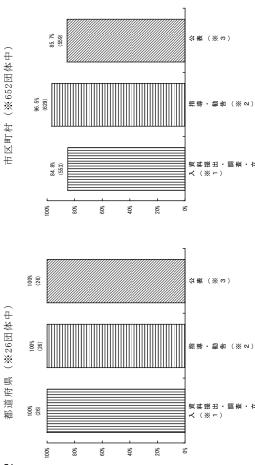
0…陽戀───

**Ⅲ** 任意…2

#### 地方公共団体の監視体制 (4)



### 地方公共団体の監視体制 第52図

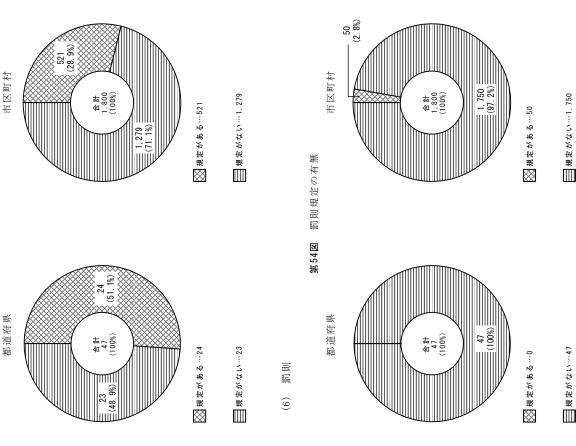


- ※1 事業者がその責務規定等に違反するおそれがある場合等に、事業者に対し地方公共団体が行う資料 提供・調査・立入調査等への協力を要請する旨の規定
   ※2 事業者がその責務規定等に違反していると認められる場合等に、当該行為の是正、中止等について 指導・動告を行うことができる旨の規定
   ※3 事業者が資料提供・調査・立入調査等の協力要請や指導・勧告に従わない場合に、当該事業者名や その経緯を公表できる旨の規定

#### 苦情の処理 (2)

※事業者の活動に起因する個人情報に係る人格的利益の侵害に関する住民の苦情に対応するため 地方公共団体内に苦情相談窓口を置くなどの規定





そのも 市区町村(※50団体中) (30) 懲役・禁固 三三 %00 80% %09 40% 20% š 第55図 9.0 その也 都道府県(※該当無し) 0.0% 粵菜 . (0 (0 (0 闘金・英雄 0.0% 懲役・禁固 80 900 80% 80 40% 20%

目的外使用等

第3節

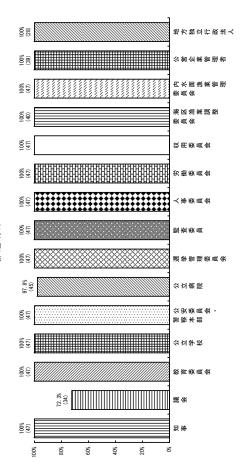
られた場合議会に諮問し、了解が得個人情報保護に関する審 られた場合議会に諮問し、了解が得個人情報保護に関する審 77.9% (1.402) 83.0% 益になるときことが明らかに本人の利本人以外の者に提供する 益になるときことが明らかに本人の利本人以外の者に提供する 34.0% 21.8% (392) 目的外使用等(複数回答) (複数回答) 個人情報を提供するとき研究の目的のために保有専ら統計の作成又は学術 個人情報を提供するとき研究の目的のために保有専ら統計の作成又は学術 68. 1% 32.7% (588) 目的外使用等 あるとき保護のため、緊急の必要がよの生命、身体又は財産の人の生命、身体又は財産の あるとき保護のため、緊急の必要が人の生命、身体又は財産の 都道府県 市区町村 93.6% (1, 685) 89.4% な理由のあるとき供する場合であって、相当供する場合であって、相当に対し、保有個人情報を提行政機関、地方公共団体等 な理由のあるとき供する場合であって、相当供する場合であって、相当に対し、保有個人情報を提行政機関、地方公共団体等 63.9% (1, 151) 80.9% 第56-1図 第56-2図 るときあって、相当な理由のああって、相当な理由のあ人情報を提供する場合で行政機関が内部で保有個 るときあって、相当な理由のあみって、相当な理由のあ人情報を提供する場合で行政機関が内部で保有個 69.1% (1, 243) 35. 1% (40) されている場合出版、報道等により公に 出版、報道等により公に されている場合 98.8% (1, 779) (47) 法令に基づく場合 法令に基づく場合 100% 80% %09 40% 20% % 100% %08 %09 40% 20% %

第4節 実施機関

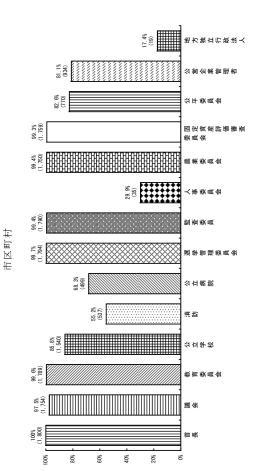
. ※ そもそもその機関が存在していない団体は下図には含まれていません

第57-1図 実施機関(複数回答)

都道府県



第57-2図 実施機関(複数回答)



# 第5節 個人情報保護に関する体制整備等

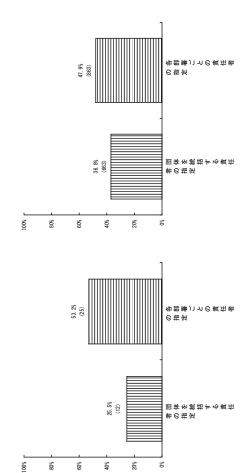
(注) 対象期間:平成20年4月1日~平成21年3月31日

# 個人情報保護に関する管理体制の整備

第58図 個人情報保護に関する管理体制の整備

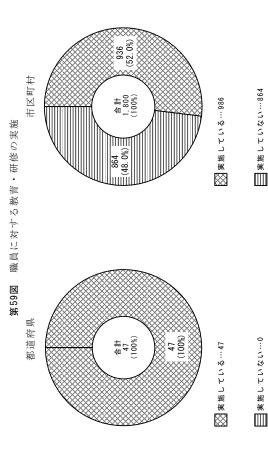
都道府県

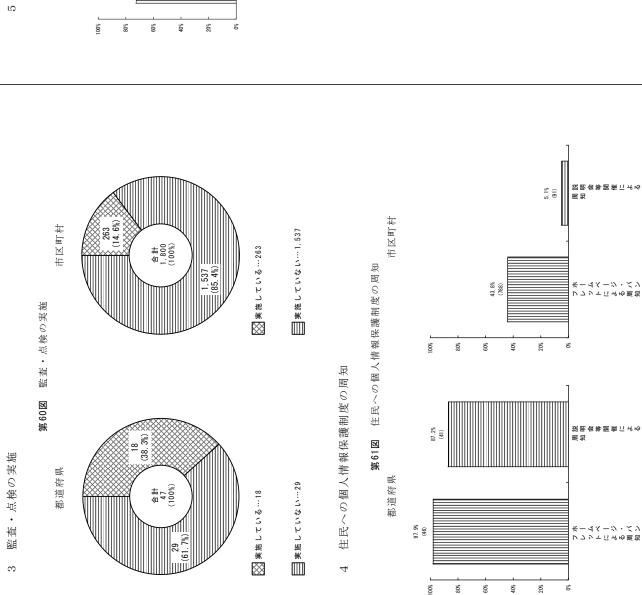
市区町村



# 職員に対する教育・研修の実施

 $_{\circ}$ 





過剰反応」に関する周知 市区町村 16.6% (299) 「過剰反応」に関する研修 過剰反応対策 100% 80% %09 40% 20% 第62図 過剰反応」に関する周知 都道府県 過剰反応対策 72.3% 「過剰反応」 に関する研修



#### 〇個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)(抄)

(施行の状況の公表)

- 第五十三条 内閣総理大臣は、関係する行政機関(法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関をいう。次条において同じ。)の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。
- 2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

〇個人情報の保護に関する基本方針(平成十六年四月二日閣議決定、平成二十年四月二十五日及び平成二十一年九月一日一部変更)(抄)

- 2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
  - (2) 政府全体としての制度の統一的な運用を図るための指針
    - ⑤ 法の施行の状況の内閣府への報告と公表

関係行政機関は、法第53条第1項の規定に基づき、毎年度の法の施行状況として、法第4章に基づく報告の徴収、助言等の規定の実施の状況のほか、事業等分野におけるガイドライン等の策定及び実施の状況、認定個人情報保護団体における苦情の処理等の取組状況、個人情報取扱事業者からの個人情報漏えい等事案の状況等について消費者庁に報告するものとする。

消費者庁は、関係行政機関からの報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、消費者委員会に報告するものとする。